

松本市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和8年度

長野県 松本市

～ 目 次 ～

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

(ア) 松本市全域	2
(イ) 過疎地域	
a 四賀地区	3
b 安曇地区	3
c 奈川地区	4

イ 市における過疎の状況

(ア) 四賀地区	4
(イ) 安曇地区	5
(ウ) 奈川地区	5

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び市の社会的経済的
発展の方向の概要

(ア) 松本市全域	5
(イ) 過疎地域	
a 四賀地区	6
b 安曇地区	6
c 奈川地区	7

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

(ア) 松本市全域	7
(イ) 過疎地域	
a 四賀地区	8
b 安曇地区	8
c 奈川地区	8

イ 産業別人口の推移

(ア) 松本市全域	17
(イ) 過疎地域	
a 四賀地区	17
b 安曇地区	17
c 奈川地区	18

ウ 人口の見通し

(3) 市の行財政の状況

ア 行財政

(ア) 松本市全域	25
(イ) 主要財政指標の合併後の推移	25

イ	施設整備の状況	
	(ア) 松本市全域	29
	(イ) 過疎地域	
	a 四賀地区	29
	b 安曇地区	29
	c 奈川地区	29
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
ア	松本市全域	33
イ	過疎地域	
	(ア) 四賀地区	33
	(イ) 安曇地区	33
	(ウ) 奈川地区	34
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	34
(6)	計画達成状況の評価に関する事項	34
(7)	計画期間	34
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	34
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	四賀地区	35
(2)	安曇地区	36
(3)	奈川地区	38
3	産業の振興	
(1)	四賀地区	39
(2)	安曇地区	42
(3)	奈川地区	46
4	地域における情報化	
(1)	四賀地区	50
(2)	安曇地区	50
(3)	奈川地区	51
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	四賀地区	52
(2)	安曇地区	53
(3)	奈川地区	55

6	生活環境の整備	
(1)	四賀地区	5 6
(2)	安曇地区	5 9
(3)	奈川地区	6 3
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	四賀地区	6 5
(2)	安曇地区	6 7
(3)	奈川地区	6 9
8	医療の確保	
(1)	四賀地区	7 0
(2)	安曇地区	7 1
(3)	奈川地区	7 2
9	教育の振興	
(1)	四賀地区	7 3
(2)	安曇地区	7 4
(3)	奈川地区	7 6
10	集落の整備	
(1)	四賀地区	7 8
(2)	安曇地区	7 8
(3)	奈川地区	7 9
11	地域文化の振興等	
(1)	四賀地区	8 0
(2)	安曇地区	8 0
(3)	奈川地区	8 1
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	四賀地区	8 2
(2)	安曇地区	8 3
(3)	奈川地区	8 3
13	その他地域の持続的な発展に関し必要な事項	
(1)	四賀地区	8 4
(2)	安曇地区	8 5
(3)	奈川地区	8 6

はじめに

1 趣旨

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき過疎地域とみなされていた旧四賀村、旧安曇村及び旧奈川村の区域について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第7条の規定が適用されることから、同法第8条第1項に基づき、定めるものです。

2 対象地域

本計画の対象地域は、同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされていた四賀地区、安曇地区及び奈川地区（旧四賀村、旧安曇村及び旧奈川村の区域）とします。

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

(ア) 松本市全域

本市は、長野県のほぼ中央西側に位置し、北は筑北村など、南は塩尻市など、東は上田市など、西は岐阜県にそれぞれ接しています。東西52.2km、南北41.3kmにわたり、面積は978.47km²です。そのうち過疎地域3地区（四賀地区、安曇地区及び奈川地区をいう。）の面積は、市全域の約62%を占めています。

西部は、大部分が北アルプスの山岳地帯にあり、周囲を槍ヶ岳、穂高連峰、乗鞍岳など2,000m～3,000m級の山々に囲まれ、中央部は、山麓地帯と梓川からの河岸段丘が広がっています。北東部は、戸谷峰など1,000m級の山並みに囲まれた盆地であり、東部は、標高2,000m級の美ヶ原高原を望み、多くの河川による扇状地などから形成されています。

本市の気候は、日較差の大きい典型的内陸性気候を示しています。湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、乾燥した空気で空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。標高の高い上高地や白骨温泉、乗鞍高原、野麦峠などでは、冬になると強い季節風が吹き、積雪量も多く、厳しい寒さとなります。

江戸時代は、松本藩の城下町として栄え、明治22年には町制を、明治40年には市制を施行し、周辺の村との合併などを経て、市域が形成されました。

また、産業のまちとして、明治末期からは、製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には、日本銀行松本支店が開業されるなど、県下経済金融の中心地となりました。

近代工業化は、第二次世界大戦中の工場疎開に端を発しており、さらに、昭和39年の新産業都市の指定が契機となって、電気・機械・食品などの業種を中心に発展、近年は、ソフトウェア産業の振興が図られています。

商業は、「商都松本」と称せられてきたとおり、中南信地方の基幹都市として、大きな商業集積を形成しています。

一方、伝統的に教育を尊重する気風が強く、明治初年の開智学校の開校に始まる独自の教育制度や松本高等学校の招致、近年では、世界的に著名なスズキ・メソッド及び世界花いっぱい運動が発祥するとともに、セイジ・オザワ松本フェスティバルの開催に代表されるように、芸術文化の息づく教育のまちです。

さらに、長野自動車道、安房トンネル、信州まつもと空港の整備などにより、交通の要所、産業経済・教育文化の交流の地として発展しています。

松本地域においては、道路整備などの進展により時間的距離が大幅に短縮され、通勤、通学、買い物などの日常生活においても、市町村の枠を超える生活圏が形成され、平成14年からは、市町村合併への取組みが始まり、平成17年4月1日には、四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村を、平成22年3月31日には波田町を編入合併しました。

令和3年4月、中核市に移行し、地域を牽引する都市として、新たなスタートを切りました。

(イ) 過疎地域

a 四賀地区

四賀地区は、市域の北東部に位置し、概ね13kmのほぼ正方形をなしており、総面積は90.22km²となっています。周囲を戸谷峰（1,629m）など1,000m級の山々に囲まれた盆地となっています。

日較差の大きい典型的な内陸性気候を示しており、四季の変化は、明確で、夏は避暑地に適していますが、冬は厳しい寒さとなります。

江戸時代には、天領で松本藩によって統治されていました。土地は、あまり肥沃ではありませんが、北国西街道（善光寺街道）や江戸街道が通る交通の要所であり、現在は上田市に通じる国道143号が中央部を南から東北に通っています。

明治当初には、総数27村を有していましたが、明治8年、明治22年に廃置分合が行われ、昭和30年の合併により、旧四賀村として発足しました。

宿場町として栄えていた頃は、商業・サービス業が盛んでしたが、その後、基幹産業は、稲作を中心とした自給農業になりました。明治中頃までは、煙草と養蚕が主要作物で、明治後半から昭和30年代までは、養蚕が盛んに行われました。近年は、専業農家の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業生産力の低下や耕作されない農地の増加などが課題になっています。

b 安曇地区

安曇地区は、市域の西部に位置し、概ね東西22km、南北32kmのほぼ梯形をなし、面積は、403.03km²となっています。

地区全体を槍ヶ岳、穂高連峰、乗鞍岳などの3,000m級の山岳に囲まれ、集落は標高600m～1,500mまでの梓川沿いや乗鞍高原などに点在しています。

内陸性の気候で寒暖の差が著しく、面積が広大で標高差が大きく、標高の高い上高地・白骨温泉・乗鞍高原では、積雪量が多いうえ寒さも厳しい一方、標高の低い中心部周辺は、寒さは厳しいものの、積雪量は少なくなっています。

江戸時代は、地勢上松本藩の行政下に置かれていました。明治7年に、当時の大野田村、島々村、稲核村及び大野川村の4村が合併して、旧安曇村が発足しました。以来、林業と養蚕を主な生業としてきましたが、大正14年頃から梓川の豊かな流れを利用した発電所の建設が相次ぎ、特に昭和44年の梓川筋発電開発による「安曇3ダム」の建設に伴う国道・県道の付替えにより生活環境が大きく変化しました。その後、断続的に行われた国道・県道の改良により松本方面との時間的距離も大幅に短縮され、加えて高度経済成長の背景もあり、世界に誇れる山岳観光地として上高地、乗鞍高原、白骨温泉などが飛躍的に発展し、就労人口の4分の3が観光業中心の第三次産業に携わるようになりました。

また、平成5年に長野自動車道が全面開通し、平成9年に中部縦貫自動車道関連の安房トンネルが開通したことにより、地区内の幹線である国道158号は、北陸と関東を結ぶ物流産業の主要幹線として位置付けられました。

ｃ 奈川地区

奈川地区は、市域の南西に位置し、概ね東西11km、南北14kmにわたり、面積は、117.61km²となっています。周囲を2,000m級の連峰に囲まれた平地の少ない溪谷地帯で、西に乗鞍岳、東に鉢盛山を望み、野麦峠方面から南北に流れる奈川の河畔に沿って、標高1,000m前後の地域に14の集落が点在しています。

内陸高地型で四季がはっきりしており、夏は、涼しいため大変過ごしやすく、冬には雪はそれほど降りませんが厳しい寒さとなります。

木曾谷が美濃の国に属していた頃は、今の東筑摩郡に属していましたが、後に木曾の領地となり、近世には福島の山村氏の支配となりました。各集落は、準官道である木曾街道と物資交流の商業道である野麦街道に沿っていたため、多数のはたごや茶屋でにぎわいました。

経済面では松本、行政面では木曾谷の圏域に位置付けられていましたが、昭和23年の郡境変更により行政面においても松本圏となりました。また、昭和44年の奈川渡ダムの完成は、道路網の整備が急速に促進された反面、集落の水没に伴う人口の流出などの犠牲を払うなど、各方面にわたって大きな転機となりました。

交通については、主要地方道である奈川木祖線が奈川渡を起点として地区を貫き、境峠を越えて国道19号につながる交通の幹線となっています。また、奈川野麦高根線は、寄合渡を起点として、野麦峠を越え岐阜県に通じています。

イ 市における過疎の状況

(ア) 四賀地区

四賀地区の過疎化現象は、昭和30年代以降の高度経済成長に伴い急激に進行しました。基幹産業の農業は零細であり、農作物の価格の低迷が他産業との所得格差を生じさせ、農業から他産業への移行が増大し、地区内には優良な産業がないことから、雇用の場を求めて人口の流出が起きました。こうした過疎化現象は、人口の高齢化を生み、生産人口の減少を引き起こし、地域の活力をも低下させました。

昭和45年以降、過疎地域の指定を受け、地域自立のための事業を積極的に展開してきた結果、昭和50年頃から人口の減少は、鈍化傾向に転じました。

しかし、結婚適齢期を迎えた若者の成婚率が低く、平成9年には、行政として全国初の結婚推進課を設置し、その推進を図ってきましたが、人口の減少、高齢者比率の上昇傾向が続いています。

今後は、広大で開発されていない緑豊かな自然と田舎の原風景というすばらしい要素を最大限活用して、地域を支える原動力となる若者など生産年齢層の定住を図ることが重要な課題となっています。そのためには、引き続き、生活環境の充実や道路など交通通信体系の整備に重点を置きながら、先端技術を活用した農業の導入などにより、魅力ある定住の場の確保に努める必要があります。

また、高齢者も安心して生活できる、個性的で活力ある地域づくりを住民とともに推進していくことが必要です。

(イ) 安曇地区

安曇地区の人口は、昭和40年代のダム建設により一時的に増加したことを除けば、昭和10年以降年々減少し、過疎化をたどってきました。地区からの流出者は、第二次、第三次産業に比べ、効率が悪くなった林業・養蚕業の従事者の割合が多いほか、ダム建設による水没移転者となっており、特に昭和35年から昭和45年にかけての10年間には、ダム建設終了により22.9%の大幅な減少となりました。昭和50年代からは、わずかながら増加傾向の時期もありましたが、以後、再び減少傾向をたどっています。特に、次世代を担う若者の都市部への流出による人口の減少、平均寿命の伸びにより、年齢別人口構成も大きく変化し、高齢者比率が上昇しています。

これまで地区内の雇用を支えてきた観光事業も入込み客が大きく減少しており、地区内での雇用環境は極めて厳しい状況となっています。地理的制約のため、新たな企業立地などは、困難な状況であり、市街地への通学、通勤を容易にする道路交通網整備及び観光事業の活性化の推進が課題となっています。

今後は、世界水準の観光資源を活かした山岳リゾートの実現や豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの事業化を推進していくことが必要です。

(ウ) 奈川地区

奈川地区は、市街地から36kmの距離にあり、周囲を上高地、乗鞍岳、白骨温泉、野麦峠などの観光地によって取り囲まれた特色のある地域です。

山間地域にあるため、人口密度は低く、ダム建設に伴う2集落の水没移転により人口が激減しました。以来、観光事業を中心とした産業振興、道路・上下水道をはじめとした生活環境整備やUIJターン施策などを進め、人口減少は、一時鈍化の傾向にありましたが、高齢化や景気の後退に伴う雇用環境の変化とともに近年人口が激減しています。

定住化促進に就労の場は欠かせない条件ですが、これまで地区内の雇用を支えてきた観光事業も入込み客が大きく減少するとともに、公共事業の大幅な落込みにより、建設業の合理化も進んでおり、地区内での雇用環境は極めて厳しい状況となっています。

地理的制約のため、新たな企業立地などは困難な状況ですが、市街地への通学、通勤を容易にする道路交通網整備及び先端技術を活用した農業の導入が必要です。

また、定住促進を最重要課題としながらも、都市交流にも力点を置き、交流人口増による地域の自立促進と住民の協働による地域づくりを進めていくことが必要です。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び市の社会経済的発展の方向の概要

(ア) 松本市全域

本市の就業者は、平成27年国勢調査によると、第一次産業就業人口比率が5.6%、第二次産業就業人口比率が23.3%、第三次産業就業人口比率が71.1%となっており、経済のサービス化が進み、第三次産業の更なる拡大が続いています。

農業については、米、野菜及び果実の栽培や畜産が盛んですが、農家数・農家人口とも減少しています。

工業については、電子、情報、電機、機械、食料をはじめ、多様な業種が展開されており、平成20年のリーマンショックにより事業所数及び製造品出荷額は一旦減少しましたが、近年は回復傾向にあります。

商業については、県内において、強い商業基盤や拠点性を有し、県中南信地域の中心的な商業都市としての機能を果たしており、商圈人口は増加しています。

観光業については、国宝松本城などの歴史・文化遺産や上高地などの豊かな自然、温泉など、世界に誇れる観光資源を有しています。

今後は、先端技術を活用した農業を推進し、地域特性を活かした新産業の創出を図るとともに、上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原などの世界水準の観光資源を活かした山岳リゾートの実現に向けた環境整備が必要です。また、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの事業化を進めていくことも必要です。

(イ) 過疎地域

a 四賀地区

四賀地区の農業形態は小規模経営で、中山間地域の不利益性と担い手の高齢化による農業離れ、農家離れが進み、農業後継者不足、遊休荒廃農地の増加など、農村集落機能の低下が問題となっています。

森林施業は、除間伐が主体で、零細な所有規模、木材価格の低迷、林業労働力の減少と高齢化などにより、生産活動は停滞しています。商業は、小規模経営の上、経営者の高齢化や後継者の不在などにより、衰退傾向にあります。

観光は、四賀化石館、松茸山荘別館東山館、クライנגアルテンなど、観光資源がありますが、広範囲に点在しているため、これらを結ぶ道路網の整備が急務となっています。

今後は、農業においては、食の安全・安心を最重要課題に掲げ、有機センターを拠点とした、資源循環型農業の構築に取り組んでおり、農作物の付加価値づくりなどの新しい発想や先端技術を活用した農業を推進していく必要があります。

林業においては、松くい虫対策としてライフライン沿線の危険な被害木処理や伐倒駆除を推進し、適正な森林管理や森林関連産業の活性化につなげるとともに、里山整備などによる観光林業、環境学習の場、水源かん養などの公益的機能にも目を向けていく必要があります。

観光面においては、地域特性、資源を生かした「福寿草まつり」を引き続き開催するとともに、主要な観光資源を効率的に結び付けた観光の拠点づくりを図っていく必要があります。

b 安曇地区

安曇地区は、北アルプスの山岳、上高地、乗鞍高原など世界に誇れる景勝地と、白骨温泉、上高地温泉、乗鞍高原温泉、さわんど温泉など多くの温泉を有し、旧安曇村は観光の村として着実な発展を遂げてきました。

産業別の就業人口は、平成27年国勢調査によると、第一次産業1.3%、第二次産業8.4%、第三次産業90.3%となっています。このように、就業構造が第三次産業に偏っている背景については、地区の97%が山岳地帯で平地が極めて少なく、農業や工場誘致ができないことや、道路改良が進んでいるとはいえ、市街地への通勤に不便なため、第一次・第二

次産業への就業が難しいという地理的な制約があります。

一方で、乗鞍エリアでは、令和3年に国からゼロカーボンパークの第1号に指定されるなど、エリア全体で脱プラスチック・脱炭素化に向けた山岳観光地づくりを進めようとしています。

今後は、世界水準の観光資源を活かした山岳リゾートの実現を目指すとともに、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの事業化の推進を図ることで、新たな雇用の創出を図る必要があります。

c 奈川地区

奈川地区では、昭和40年代前半までは、林業を中心とした第一次産業が基幹産業でしたが、若者の流出や林業の衰退を背景に、自然環境を生かした観光産業への転換を図ることが必要となり、旧奈川村当時から、奈川高原木曾路原保健休養地を中心として、地区内全域にわたる観光施設整備を重点に過疎脱却を目指してきました。これらは、就業機会の拡大、住民や民間事業者の観光事業参入などの成果をもたらしましたが、近年の経営環境は厳しく観光事業の再検討が迫られています。また、建設業を主とした第二次産業への就業比率も高いですが、将来にわたる事業確保は困難であり、新たな雇用の創出を図る必要があります。

一方で、地理的条件から農林業における経済性は低く、専業として営むことは、困難な状況ですが、今後は、森林の保全、再生の循環サイクルを確立するとともに、木材の利活用を推進する必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

(ア) 松本市全域

表1-1(1)のとおり国勢調査によると、本市の人口は、昭和35年から平成12年まで増加を続けてきましたが、平成17年には、227,627人と初めて減少に転じました。

その後、平成22年3月の旧波田町との合併によって再び増加した後、平成27年には243,293人となり、0.1%の微増となっています。

年齢階層別人口では、年少人口（0歳～14歳）が32,294人、生産年齢人口（15歳～64歳）が143,259人、老年人口（65歳以上）が67,740人となり、老年人口が年少人口を大きく上回っています。平成22年から平成27年の増減を見ると、老年人口は18.1%と増加している一方、年少人口は5.5%減少し、生産年齢人口も4.9%減少しています。

平成27年の高齢者比率は、27.8%と高齢化が進んでおり、今後も少子高齢化の進展により、高齢者比率の上昇が予想されます。

過疎地域3地区では、人口は平成7年に一時増加したものの、減少が続いており、平成22年から平成27年にかけては、10.8%の減少となっています。また、少子高齢化の進展は、過疎地域3地区において顕著であり、平成27年の高齢者比率は、本市全域より高い39.1%に上り、逆に若年者比率（15歳～29歳）は、11.2%と本市全域より低くなっています。

(イ) 過疎地域

a 四賀地区

表1-1(1)のとおり国勢調査によると、四賀地区の人口は、昭和35年と平成27年では、47.5%の減少となり、この間の前期は急激に、中期は徐々に、そして、後期は再び急激に減少しています。平成22年から平成27年では、10.0%の減少となっています。市街地に近いことから、人口流入を期待し、過去には、新婚住宅の建設、宅地造成、公営住宅の建設などを進めてきましたが、人口減少に歯止めがかからないのが現状です。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は、昭和35年に2,663人であったものが、平成27年には355人と、55年間で86.7%減少しています。

また、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和35年の5,402人から平成27年には2,355人と、56.4%減少しており、生産年齢人口における若年者（15歳～29歳）の構成比は、年少人口（0歳～14歳）の構成比に比例することから、今後も減少傾向が続くことが予想されます。老年人口（65歳以上）は、昭和35年の759人から平成27年の1,919人と、152.8%の増加となっており、総人口に対する比率も41.5%に達しています。

b 安曇地区

表1-1(1)のとおり国勢調査によると、安曇地区の人口は、昭和35年と平成27年では、44.4%の減少となっています。昭和40年と昭和45年の増減はダム工事、平成7年の増は発電所工事と臨時的な要因となっています。また、昭和55年、60年の増は、乗鞍高原などの観光開発が要因となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は、昭和35年に959人であったものが、平成27年には138人と、85.6%減少しています。また、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和35年の2,288人から平成27年には1,208人と、47.2%減少しており、生産年齢人口における若年者（15歳～29歳）の構成比は、年少人口（0歳～14歳）の構成比に比例することから、今後も減少傾向が続くことが予想されます。老年人口（65歳以上）は、昭和35年の233人から平成27年の590人と、153.2%の増加となっており、総人口に対する比率も30.5%に達しています。

c 奈川地区

表1-1(1)のとおり国勢調査によると、奈川地区の人口は、昭和35年と平成27年では、67.6%の減少となっています。昭和40年と昭和45年の増減はダム工事の臨時的な要因となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は、昭和35年に734人であったものが、平成27年には59人と、92.0%減少しています。また、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和35年の1,238人から平成27年には298人と、75.9%減少しており、生産年齢人口における若年者（15歳～29歳）の構成比は、年少人口（0歳～14歳）の構成比に比例することから、今後も減少傾向が続くことが予想されます。老年人口（65歳以上）は、昭和35年の122人から平成27年の322人と、163.9%

の増加となっており、総人口に対する比率も47.4%に達しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

【四賀地区】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,824	人 7,828	% △11.3	人 7,050	% △9.9	人 6,751	% △4.2	人 6,708	% △0.6	
0歳～14歳	2,663	2,027	△23.9	1,522	△24.9	1,282	△15.8	1,167	△9.0	
15歳～64歳	5,402	4,959	△8.2	4,549	△8.3	4,348	△4.4	4,346	△0.0	
うち15歳～29歳 (a)	1,670	1,345	△19.5	1,183	△12.0	1,206	1.9	1,202	△0.3	
65歳以上(b)	759	842	10.9	979	16.3	1,121	14.5	1,195	6.6	
若年者比率 (a)/総数	% 18.9	% 17.2	—	% 16.8	—	% 17.9	—	% 17.9	—	
高齢者比率 (b)/総数	% 8.6	% 10.8	—	% 13.9	—	% 16.6	—	% 17.8	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,630	% △1.2	人 6,556	% △1.1	人 6,374	% △2.8	人 6,108	% △4.2
0歳～14歳	1,103	△5.5	991	△10.2	919	△7.3	799	△13.1
15歳～64歳	4,134	△4.9	4,001	△3.2	3,683	△7.9	3,374	△8.4
うち15歳～29歳 (a)	1,035	△13.9	953	△7.9	922	△3.3	830	△10.0
65歳以上(b)	1,393	16.6	1,565	12.3	1,772	13.2	1,935	9.2
若年者比率 (a)/総数	% 15.6	—	% 14.5	—	% 14.5	—	% 13.6	—
高齢者比率 (b)/総数	% 21.0	—	% 23.9	—	% 27.8	—	% 31.7	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,707	% △6.6	人 5,142	% △9.9	人 4,629	% △10.0
0 歳～14 歳	672	△15.9	483	△28.1	355	△26.5
15 歳～64 歳	3,144	△6.8	2,786	△11.4	2,355	△15.5
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	704	△15.2	591	△16.1	487	△17.6
65 歳以上 (b)	1,891	△2.3	1,873	△1.0	1,919	2.5
若年者比率 (a)/総数	% 12.3	—	% 11.5	—	% 10.5	—
高齢者比率 (b)/総数	% 33.1	—	% 36.4	—	% 41.5	—

【安曇地区】

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,480	人 4,292	% 23.3	人 2,682	% △37.5	人 2,583	% △3.7	人 2,609	% 1.0
0 歳～14 歳	959	763	△20.4	550	△27.9	454	△17.5	459	1.1
15 歳～64 歳	2,288	3,272	43.0	1,853	△43.4	1,814	△2.1	1,823	0.5
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	866	1,145	32.2	603	△47.3	584	△3.2	581	△0.5
65 歳以上 (b)	233	257	10.3	279	8.6	315	12.9	327	3.8
若年者比率 (a)/総数	% 24.9	% 26.7	—	% 22.5	—	% 22.6	—	% 22.3	—
高齢者比率 (b)/総数	% 6.7	% 6.0	—	% 10.4	—	% 12.2	—	% 12.5	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,724	% 4.4	人 2,594	% △4.8	人 2,893	% 11.5	人 2,686	% △7.2
0 歳～14 歳	430	△6.3	421	△2.1	383	△9.0	322	△15.9
15 歳～64 歳	1,898	4.1	1,738	△8.4	2,005	△15.4	1,811	△9.7
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	554	△4.6	449	△19.0	597	33.0	569	△4.7
65 歳以上 (b)	396	21.1	435	9.8	505	16.1	553	9.5
若年者比率 (a)/総数	% 20.3	—	% 17.3	—	% 20.6	—	% 21.2	—
高齢者比率 (b)/総数	% 14.5	—	% 16.8	—	% 17.5	—	% 20.6	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,289	% △14.8	人 2,172	% △ 5.1	人 1,936	% △10.9
0 歳～14 歳	244	△24.2	181	△ 25.8	138	△23.8
15 歳～64 歳	1,495	△17.4	1,432	△ 4.2	1,208	△15.6
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	356	△37.4	324	△ 9.0	286	△11.7
65 歳以上 (b)	550	△0.5	559	1.6	590	5.5
若年者比率 (a)/総数	% 15.6	—	% 14.9	—	% 14.8	—
高齢者比率 (b)/総数	% 24.0	—	% 25.7	—	% 30.5	—

【奈川地区】

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,094	人 2,529	% 20.8	人 1,533	% △39.4	人 1,489	% △2.9	人 1,472	% △1.1
0 歳～14 歳	734	679	△7.5	406	△40.2	324	△20.2	264	△18.5
15 歳～64 歳	1,238	1,702	37.5	987	△42.0	970	△1.7	962	△0.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	443	519	17.2	227	△56.3	263	15.9	286	8.7
65 歳以上 (b)	122	148	21.3	140	△5.4	195	39.3	246	26.2
若年者比率 (a)/総数	% 21.2	% 5.9	—	% 14.8	—	% 17.7	—	% 19.4	—
高齢者比率 (b)/総数	% 5.8	% 5.9	—	% 9.1	—	% 13.1	—	% 16.7	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,399	% △5.0	人 1,250	% △10.7	人 1,243	% △0.6	人 1,107	% △10.9
0 歳～14 歳	214	△18.9	170	△20.6	162	△4.7	147	△9.3
15 歳～64 歳	926	△3.7	792	△14.5	744	△6.1	618	△16.9
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	240	△16.1	204	△15.0	203	△0.5	137	△32.5
65 歳以上 (b)	259	5.3	288	11.2	337	17.0	342	1.5
若年者比率 (a)/総数	% 17.2	—	% 16.3	—	% 16.3	—	% 12.4	—
高齢者比率 (b)/総数	% 18.5	—	% 23.0	—	% 27.1	—	% 30.9	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 907	% △18.1	人 811	% △10.6	人 679	% △16.3
0 歳～14 歳	122	△17.0	91	△25.4	59	△35.2
15 歳～64 歳	449	△27.3	367	△18.3	298	△18.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	48	△65.0	47	△2.1	39	△17.0
65 歳以上 (b)	336	△1.8	353	5.1	322	△8.8
若年者比率 (a)/総数	% 5.3	—	% 5.8	—	% 5.7	—
高齢者比率 (b)/総数	% 37.0	—	% 43.5	—	% 47.4	—

【過疎地域 3 地区合計】

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,398	人 14,649	% 1.7	人 11,265	% △23.1	人 10,823	% △3.9	人 10,789	% △0.3
0 歳～14 歳	4,356	3,469	△20.4	2,478	△28.6	2,060	△16.9	1,890	△8.3
15 歳～64 歳	8,928	9,933	11.3	7,389	△25.6	7,132	△3.5	7,131	△0.0
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,979	3,009	1.0	2,013	△33.1	2,053	2.0	2,069	0.8
65 歳以上 (b)	1,114	1,247	11.9	1,398	12.1	1,631	16.7	1,768	8.4
若年者比率 (a)/総数	% 20.7	% 20.5	—	% 17.9	—	% 19.0	—	% 19.2	—
高齢者比率 (b)/総数	% 7.7	% 8.5	—	% 12.4	—	% 15.1	—	% 16.4	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,753	% △0.3	人 10,400	% △3.3	人 10,510	% 1.1	人 9,901	% △5.8
0 歳～14 歳	1,747	△7.6	1,582	△9.4	1,464	△7.5	1,268	△13.4
15 歳～64 歳	6,958	△2.4	6,531	△6.1	6,432	△1.5	5,803	△9.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,829	△11.6	1,606	△12.2	1,722	7.2	1,536	△10.8
65 歳以上 (b)	2,048	15.8	2,288	11.7	2,614	14.2	2,830	8.3
若年者比率 (a)/総数	% 17.0	—	% 15.4	—	% 16.4	—	% 15.5	—
高齢者比率 (b)/総数	% 19.0	—	% 22.0	—	% 24.9	—	% 28.6	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,903	% △10.1	人 8,125	% △8.7	人 7,244	% △10.8
0 歳～14 歳	1,038	△18.1	755	△27.3	552	△26.9
15 歳～64 歳	5,088	△12.3	4,585	△9.9	3,861	△15.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,108	△27.9	962	△13.2	812	△15.6
65 歳以上 (b)	2,777	△1.9	2,785	0.3	2,831	1.7
若年者比率 (a)/総数	% 12.4	—	% 11.8	—	% 11.2	—
高齢者比率 (b)/総数	% 31.2	—	% 34.3	—	% 39.1	—

【松本市全域】

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 182,175	人 188,860	% 3.7	人 195,050	% 3.3	人 205,180	% 5.2	人 212,183	% 3.4
0歳～14歳	47,162	42,019	△10.9	42,651	1.5	46,832	9.8	47,050	0.5
15歳～64歳	123,209	133,040	8.0	135,564	1.9	138,258	2.0	141,542	2.4
うち15歳～29歳 (a)	49,379	50,993	3.3	49,142	△3.6	45,688	△7.0	42,568	△6.8
65歳以上(b)	11,804	13,801	16.9	16,835	22.0	20,068	19.2	23,591	17.6
若年者比率 (a)/総数	% 27.1	% 27.0	—	% 25.2	—	% 22.3	—	% 20.1	—
高齢者比率 (b)/総数	% 6.5	% 7.3	—	% 8.6	—	% 9.8	—	% 11.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 217,601	% 2.6	人 220,764	% 1.5	人 225,799	% 2.3	人 229,033	% 1.4
0歳～14歳	44,014	△6.5	38,497	△12.5	35,463	△7.9	34,240	△3.4
15歳～64歳	146,517	3.5	150,300	2.6	152,377	1.4	151,170	△0.8
うち15歳～29歳 (a)	43,786	2.9	47,184	7.8	48,903	3.6	46,125	△5.7
65歳以上(b)	27,070	14.7	31,962	18.1	37,954	18.7	43,487	14.6
若年者比率 (a)/総数	% 20.1	—	% 21.4	—	% 21.7	—	% 20.1	—
高齢者比率 (b)/総数	% 12.4	—	% 14.5	—	% 16.8	—	% 19.0	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 227,627	% △0.6	人 243,037	% 0.2	人 243,293	% 0.1
0 歳～14 歳	33,168	△3.1	34,169	△3.8	32,294	△5.5
15 歳～64 歳	146,219	△3.3	150,582	△3.3	143,259	△4.9
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	39,301	△14.8	37,609	△ 9.6	35,684	△5.1
65 歳以上 (b)	48,217	10.9	57,352	11.9	67,740	18.1
若年者比率 (a)/総数	% 14.6	—	% 15.5	—	% 14.5	—
高齢者比率 (b)/総数	% 21.2	—	% 23.6	—	% 27.8	—

※ 昭和 55 年以前においては、旧松本市が昭和 57 年 4 月 1 日に編入した空港東地区（旧塩尻市）分（昭和 57 年 5 月 1 日現在 222 人）は含まない。

※ 平成 22 年の増減率は、松本市全域に平成 22 年 3 月に合併した旧波田町が含まれる。

※ 「総数」には、年齢不詳を含む。

イ 産業別人口の推移

(ア) 松本市全域

表1-1(2)のとおり国勢調査によると、平成27年の本市の就業者総数は、121,552人であり、第一次産業就業人口比率が5.6%、第二次産業就業人口比率が23.3%、第三次産業就業人口比率が71.1%となっています。

昭和35年からの推移を見ると、第一次産業就業人口比率は約6分の1に大幅に低下し、第二次産業就業人口比率はほぼ横ばい、第三次産業就業人口比率は約1.7倍と、経済のサービス化、第三次産業の拡大が続いており、今後も第三次産業就業者の増加が続くものと予想されます。

過疎地域3地区についても、平成27年では、第一次産業就業人口比率が8.9%、第二次産業就業人口比率が21.0%、第三次産業就業人口比率が70.1%であり、本市全域と同様の傾向となっています。第一次産業就業人口比率が若干高くなっていますが、昭和35年には、第一次産業就業人口比率が63.6%、第二次産業就業人口比率が14.6%、第三次産業就業人口比率が21.8%であったところから、第一次産業中心の産業構造から、第二次産業・第三次産業中心へと急激に移行したことがわかります。

(イ) 過疎地域

a 四賀地区

表1-1(2)のとおり国勢調査によると、四賀地区の就業者総数は、人口減少に比例して昭和35年の5,169人から平成27年の2,362人と54.3%減少しています。

第一次産業の構成比は減少が続いており、平成12年から平成17年にかけて有機農法の取組みなどにより一時的に増加した時期もありましたが、昭和35年と比較すると、構成比は72.8%から12.3%へと急激に減少しています。それに対し第二次産業の構成比は、12.7%から26.5%へ、第三次産業の構成比は14.5%から61.2%へと増加しています。

しかし、松本市全体の状況と比較すると、第一次産業就業者は、平成27年の市の構成比5.6%に対し、6.7ポイント高く、松本市内においては、第一次産業が大きなウエイトを占める地区となっています。

b 安曇地区

表1-1(2)のとおり国勢調査によると、安曇地区の就業者総数は、人口減少に比例して昭和35年の1,778人から平成27年の1,275人と28.3%減少しています。昭和40年と昭和45年の増減はダム工事、平成7年の増は発電所工事と臨時的な要因による第二次産業就業人口の増減となっています。

安曇地区においては、地理的条件や上高地の玄関口であることなどから、元々第三次産業就業者が多い地域ですが、昭和35年以降も第三次産業就業者への移行や観光開発による移住もあり、平成27年においても、構成比が90.3%

と極めて高くなっています。

c 奈川地区

表1-1(2)のとおり国勢調査によると、奈川地区の就業者総数は、人口減少に比例して昭和35年の1,218人から平成27年の369人と69.7%の大幅な減少となっています。

昭和35年と平成27年を比較すると、かつて産業別就業人口構成比の最も高かった第一次産業が、大幅に減少しているのに対し、第二次・第三次産業の就業人口比率は、それぞれ大幅に伸びています。第一次産業は木材の需要減、第二次産業は地区内での土木・建築業の労働市場の拡大が、第三次産業は観光事業の労働市場の拡大が要因です。

しかし、松本市全体の状況と比較すると、第一次産業就業者は、平成27年の市の構成比5.6%に対し、13.8%と高く、松本市内においては、第一次産業が大きなウェイトを占める地区となっています。

表 1 - 1 (2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

【四賀地区】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,169	—	人 4,487	% △13.2	人 4,447	% △0.9	人 3,980	% △10.5
第一次産業就業人口比率	% 72.8	—	% 66.5	—	% 57.6	—	% 41.7	—
第二次産業就業人口比率	% 12.7	—	% 15.0	—	% 20.8	—	% 29.7	—
第三次産業就業人口比率	% 14.5	—	% 18.5	—	% 21.6	—	% 28.6	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,035	% 1.4	人 3,669	% 9.1	人 3,635	% △0.9	人 3,251	% △10.6
第一次産業就業人口比率	% 32.6	—	% 25.0	—	% 18.3	—	% 13.3	—
第二次産業就業人口比率	% 35.7	—	% 39.1	—	% 44.2	—	% 39.9	—
第三次産業就業人口比率	% 31.7	—	% 35.9	—	% 37.5	—	% 46.8	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,023	% △7.0	人 2,937	% △2.8	人 2,472	% △15.8	人 2,362	% △4.4
第一次産業就業人口比率	% 12.5	—	% 16.6	—	% 11.2	—	% 12.3	—
第二次産業就業人口比率	% 35.6	—	% 31.3	—	% 27.1	—	% 26.5	—
第三次産業就業人口比率	% 51.9	—	% 52.1	—	% 61.7	—	% 61.2	—

【安曇地区】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,778	—	人 2,793	% 57.1	人 1,556	% △44.3	人 1,525	% △2.0
第一次産業就業人口比率	% 33.6	—	% 13.8	—	% 17.6	—	% 7.7	—
第二次産業就業人口比率	% 20.3	—	% 48.7	—	% 20.9	—	% 22.1	—
第三次産業就業人口比率	% 46.1	—	% 37.5	—	% 61.5	—	% 70.2	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,588	% 4.1	人 1,733	% 9.1	人 1,640	% △5.4	人 1,976	% 20.5
第一次産業就業人口比率	% 4.9	—	% 3.2	—	% 2.0	—	% 1.0	—
第二次産業就業人口比率	% 21.3	—	% 18.5	—	% 16.8	—	% 21.0	—
第三次産業就業人口比率	% 73.8	—	% 78.3	—	% 81.2	—	% 78.0	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,806	% △8.6	人 1,463	% △19.0	人 1,424	% △2.7	人 1,275	% △10.5
第一次産業就業人口比率	% 0.8	—	% 1.5	—	% 0.7	—	% 1.3	—
第二次産業就業人口比率	% 12.5	—	% 11.3	—	% 8.5	—	% 8.4	—
第三次産業就業人口比率	% 86.7	—	% 87.2	—	% 90.8	—	% 90.3	—

【奈川地区】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,218	—	人 1,532	% 25.8	人 911	% △40.5	人 875	% △4.0
第一次産業就業人口比率	% 68.6	—	% 39.6	—	% 47.0	—	% 36.2	—
第二次産業就業人口比率	% 14.2	—	% 45.1	—	% 28.1	—	% 39.1	—
第三次産業就業人口比率	% 17.2	—	% 15.3	—	% 24.7	—	% 24.7	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 864	% △1.3	人 737	% △14.7	人 730	% △0.9	人 685	% △6.2
第一次産業就業人口比率	% 26.0	—	% 13.8	—	% 14.5	—	% 11.1	—
第二次産業就業人口比率	% 43.2	—	% 50.8	—	% 45.1	—	% 44.4	—
第三次産業就業人口比率	% 30.8	—	% 35.4	—	% 40.4	—	% 44.2	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 566	% △17.4	人 489	% △13.6	人 403	% △17.6	人 369	% △8.4
第一次産業就業人口比率	% 8.3	—	% 17.6	—	% 14.0	—	% 13.8	—
第二次産業就業人口比率	% 40.6	—	% 35.0	—	% 31.2	—	% 28.7	—
第三次産業就業人口比率	% 51.1	—	% 47.4	—	% 54.8	—	% 57.5	—

【過疎地域 3 地区合計】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,165	—	人 8,812	% 7.9	人 6,914	% △21.5	人 6,380	% △7.7
第一次産業就業人口比率	% 63.6	—	% 45.1	—	% 47.2	—	% 32.8	—
第二次産業就業人口比率	% 14.6	—	% 30.9	—	% 21.8	—	% 29.2	—
第三次産業就業人口比率	% 21.8	—	% 24.0	—	% 31.0	—	% 38.0	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,487	% 1.7	人 6,139	% △5.4	人 6,005	% △2.2	人 5,912	% △1.5
第一次産業就業人口比率	% 24.9	—	% 17.5	—	% 13.4	—	% 8.9	—
第二次産業就業人口比率	% 33.2	—	% 34.7	—	% 36.8	—	% 34.1	—
第三次産業就業人口比率	% 41.9	—	% 47.8	—	% 49.8	—	% 56.9	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,395	% △8.7	人 4,889	% △9.4	人 4,299	% △12.1	人 4,006	% △6.8
第一次産業就業人口比率	% 8.1	—	% 12.1	—	% 7.9	—	% 8.9	—
第二次産業就業人口比率	% 28.4	—	% 25.7	—	% 21.3	—	% 21.0	—
第三次産業就業人口比率	% 63.5	—	% 62.1	—	% 70.8	—	% 70.1	—

【松本市全域】

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 91,352	—	人 99,559	% 9.0	人 108,039	% 8.5	人 105,549	% △2.3
第一次産業就業人口比率	% 33.4	—	% 25.6	—	% 20.8	—	% 15.9	—
第二次産業就業人口比率	% 25.2	—	% 29.0	—	% 30.5	—	% 31.2	—
第三次産業就業人口比率	% 41.4	—	% 45.4	—	% 48.7	—	% 52.8	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 109,304	% 3.6	人 113,084	% 3.5	人 117,098	% 3.5	人 122,649	% 4.7
第一次産業就業人口比率	% 12.9	—	% 10.8	—	% 8.7	—	% 7.5	—
第二次産業就業人口比率	% 31.4	—	% 31.3	—	% 31.3	—	% 29.2	—
第三次産業就業人口比率	% 55.6	—	% 57.8	—	% 59.9	—	% 63.2	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 122,118	% △0.4	人 116,655	% △4.5	人 122,051	% 4.6	人 121,552	% △0.4
第一次産業就業人口比率	% 6.5	—	% 6.8	—	% 5.9	—	% 5.6	—
第二次産業就業人口比率	% 28.4	—	% 24.7	—	% 23.1	—	% 23.3	—
第三次産業就業人口比率	% 64.9	—	% 68.3	—	% 71.0	—	% 71.1	—

※ 昭和 55 年以前においては、旧松本市が昭和 57 年 4 月 1 日に編入した空港東地区（旧塩尻市）分（昭和 57 年 5 月 1 日現在 222 人）は含まない。

※ 平成 22 年は、松本市全域に平成 22 年 3 月に合併した旧波田町が含まれる。

※ 「総数」には、分類不可能の産業を含む。

ウ 人口の見通し

本市の人口は、平成14年の244,603人をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査において微増となりましたが、長期的には緩やかな減少傾向です。

年齢区分別では、年少人口、生産年齢人口は一貫して減少する一方、老年人口は増加し続けています。

松本市人口推計では、その後も減少を続け、令和7年には238,693人となるとしています。

表1-1(3) 松本市の人口の推移・推計

(単位：人)

平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
243,293	241,704	238,693	234,858	230,606	226,011	220,830	215,268

※ 平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来人口予測」(2015年国勢調査基準)に基づき、合計特殊出生率は2040年に1.80となることとし、以後同水準維持することとしています。

(3) 市の行財政の状況

ア 行財政

(ア) 松本市全域

本市では、基本構想2030を踏まえ、価値観の劇的な変革をもたらしている新型コロナウイルス感染症の流行や、進展する少子高齢化の中にあっても、「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」の実現に向けた取組みを進めていきます。

財政面においては、いわゆる平成の大合併による普通交付税合併算定替えが令和2年度で終了したことに伴う普通交付税の減額、少子高齢化の進展に伴う税収の減、扶助費などの社会保障経費の増加、更には、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、決して楽観はできない状況です。

今後、経営資源（財源、職員、資産）が大きく制約されることを自明のことと捉え、そのような状況にあっても、市民生活の質を維持発展させるためには、業務プロセスのデジタル化の徹底、公共私協力関係に基づく公民ネットワークの充実、デジタル技術を駆使した市民との更なる情報共有により、まちの魅力を高める取組みを進めていく必要があります。

(イ) 主要財政指標の合併後の推移

a 財政力指数

市町村の財政力を示す指標である財政力指数は微増を続けています。

b 実質公債費比率

地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさの指標である実質公債費比率は減少を続けていますが、今後、増加に転ずることが予想されます。

c 経常収支比率

経常的経費に充当した一般財源の割合を示す指標である経常収支比率は上昇傾向です。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

【四賀地区】

(単位：千円)

区分	平成 16 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,762,563	93,962,212	92,626,355	95,645,111
一般財源	2,265,343	57,263,915	58,056,107	57,931,239
国庫支出金	146,550	10,069,503	12,016,256	11,919,114
県支出金	65,556	4,885,281	4,829,553	5,390,740
地方債	598,200	9,050,000	6,998,000	7,631,100
うち過疎債	265,000	293,300	457,400	905,400
その他	686,914	12,693,513	10,726,439	12,772,918
歳出総額 B	3,761,247	91,840,760	88,759,222	92,315,505
義務的経費	1,397,824	41,505,040	42,081,494	42,368,669
投資的経費	1,010,773	10,099,699	9,826,020	12,849,721
うち普通建設事業	932,822	10,064,242	9,826,020	12,815,819
その他	1,352,650	40,236,021	36,851,708	37,097,115
うち過疎対策事業費	362,700	396,715	503,984	1,047,330
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,316	2,121,452	3,867,133	3,329,606
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	580,607	1,158,033	1,495,303
実質収支 C-D	1,316	1,540,845	2,709,100	1,834,303
財政力指数	0.22	0.71	0.71	0.73
公債費負担比率 (%)	21.9	16.7	15.9	13.7
実質公債費比率 (%)	—	9.3	5.4	4.2
起債制限比率 (%)	9.7	—	—	—
経常収支比率 (%)	89.5	82.7	82.0	84.2
将来負担比率 (%)	—	32.6	—	—
地方債現在高	6,514,700	92,332,372	82,569,663	72,218,916

※ 平成 17 年 4 月 1 日に合併したため、平成 22 年度以降は松本市全体の財政状況を記載

【安曇地区】

(単位：千円)

区分	平成 16 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,851,833	93,962,212	92,626,355	95,645,111
一般財源	1,570,002	57,263,915	58,056,107	57,931,239
国庫支出金	16,772	10,069,503	12,016,256	11,919,114
県支出金	57,925	4,885,281	4,829,553	5,390,740
地方債	289,700	9,050,000	6,998,000	7,631,100
うち過疎債	53,800	293,300	457,400	905,400
その他	917,434	12,693,513	10,726,439	12,772,918
歳出総額 B	2,866,694	91,840,760	88,759,222	92,315,505
義務的経費	990,989	41,505,040	42,081,494	42,368,669
投資的経費	430,157	10,099,699	9,826,020	12,849,721
うち普通建設事業	428,967	10,064,242	9,826,020	12,815,819
その他	1,445,548	40,236,021	36,851,708	37,097,115
うち過疎対策事業費		396,715	503,984	1,047,330
歳入歳出差引額 C (A-B)	△14,861	2,121,452	3,867,133	3,329,606
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	580,607	1,158,033	1,495,303
実質収支 C-D	△14,861	1,540,845	2,709,100	1,834,303
財政力指数	0.46	0.71	0.71	0.73
公債費負担比率 (%)	21.0	16.7	15.9	13.7
実質公債費比率 (%)	—	9.3	5.4	4.2
起債制限比率 (%)	11.1	—	—	—
経常収支比率 (%)	91.4	82.7	82.0	84.2
将来負担比率 (%)	—	32.6	—	—
地方債現在高	3,941,672	92,332,372	82,569,663	72,218,916

※ 平成17年4月1日に合併したため、平成22年度以降は松本市全体の財政状況を記載

【奈川地区】

(単位：千円)

区分	平成 16 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	1,654,528	93,962,212	92,626,355	95,645,111
一般財源	1,054,037	57,263,915	58,056,107	57,931,239
国庫支出金	55,945	10,069,503	12,016,256	11,919,114
県支出金	63,997	4,885,281	4,829,553	5,390,740
地方債	150,000	9,050,000	6,998,000	7,631,100
うち過疎債	46,100	293,300	457,400	905,400
その他	330,549	12,693,513	10,726,439	12,772,918
歳出総額 B	1,731,516	91,840,760	88,759,222	92,315,505
義務的経費	825,377	41,505,040	42,081,494	42,368,669
投資的経費	243,727	10,099,699	9,826,020	12,849,721
うち普通建設事業	226,181	10,064,242	9,826,020	12,815,819
その他	662,412	40,236,021	36,851,708	37,097,115
うち過疎対策事業費		396,715	503,984	1,047,330
歳入歳出差引額 C (A-B)	△76,988	2,121,452	3,867,133	3,329,606
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	580,607	1,158,033	1,495,303
実質収支 C-D	△76,988	1,540,845	2,709,100	1,834,303
財政力指数	0.15	0.71	0.71	0.73
公債費負担比率 (%)	34.2	16.7	15.9	13.7
実質公債費比率 (%)	—	9.3	5.4	4.2
起債制限比率 (%)	14.4	—	—	—
経常収支比率 (%)	91.2	82.7	82.0	84.2
将来負担比率	—	32.6	—	—
地方債現在高	2,961,746	92,332,372	82,569,663	72,218,916

※ 平成 17 年 4 月 1 日に合併したため、平成 22 年度以降は松本市全体の財政状況を記載

イ 施設整備の状況

(ア) 松本市全域

表1-2(2)のとおり施設整備状況は、市道改良率、舗装率、水道普及率、水洗化率については、着実に整備が進んでいます。

しかし、施設の老朽化が進んでいることから、修繕料等が年々上昇し、施設の維持管理が課題となっています。

(イ) 過疎地域

a 四賀地区

表1-2(2)のとおり四賀地区の施設整備状況は、市道舗装率は、84.8%と高いものの、改良率は35.1%と低く、集落内の市道は狭あいな道路が多いことから、住民の安全確保のための整備が必要となっています。

また、平成5年度から特定環境保全公共下水道事業により浄化センター設置を積極的に進め、平成11年6月に1系列、平成17年6月には2系列の供用が開始された結果、令和元年度末には、水洗化率が91.3%となりました。

b 安曇地区

表1-2(2)のとおり安曇地区の施設整備状況は、道路については、改良率・舗装率ともに60%強となっていますが、山岳地帯という厳しい地域特性に鑑み、引き続き自然災害に負けないライフラインや森林整備としての頑強な道路整備が求められています。

下水道は、人口の集中している地域は、農業集落排水事業により整備を実施し、人口の点在する地域については、特定環境保全公共下水道事業による浄化センター設置や、地域によっては浄化槽設置による水洗化を実施してきました。

c 奈川地区

表1-2(2)のとおり奈川地区の施設整備状況は、道路については、計画的に改良・舗装を実施していますが、山岳地帯という厳しい地域特性に鑑み、引き続き自然災害に負けないライフラインや森林整備としての頑強な道路整備が求められています。

下水道については、浄化槽設置により、ほぼ100%に近い水洗化率となっています。

表 1 - 2 (2) 公共施設などの整備状況

【四賀地区】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	23.0	43.1	52.7	34.2	35.1
舗装率 (%)	56.7	78.2	80.6	84.7	84.8
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	41.8	31.5	62.5	9.8	11.7
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	16.7	18.1	6.0	6.1	5.9
水道普及率 (%)	95.8	95.2	97.6	96.0	98.9
水洗化率 (%)	0.0	2.2	24.0	73.4	91.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【安曇地区】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	3.5	29.7	52.6	62.9	63.2
舗装率 (%)	71.4	49.4	55.3	61.4	61.7
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	75.3	95.5	91.1	2,730.0	7,177.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.6	2.2	2.3	7.6	7.4
水道普及率 (%)	96.7	99.4	91.9	100.0	100.0
水洗化率 (%)	7.6	8.4	78.1	100.0	100.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※水道普及率・水洗化率は特定環境保全公共下水道の地域の数値

【奈川地区】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	32.9	22.3	31.6	66.2	66.9
舗装率 (%)	54.3	64.3	68.3	77.2	80.5
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	351.4	139.5	160.0	736.8	847.2
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	16.2	17.8	20.1	11.8	11.6
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	0.0	14.5	64.4	95.8	94.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	4.8	5.3	0.0	0.0

【過疎地域 3 地区合計】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	21.5	38.0	49.4	42.7	43.5
舗装率 (%)	58.7	72.3	75.6	80.7	81.3
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	110.0	58.5	88.7	421.5	267.2
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	10.0	6.3	4.8	8.4	8.2
水道普及率 (%)	96.5	96.8	96.5	97.3	99.2
水洗化率 (%)	1.7	5.2	41.3	89.7	95.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0

【松本市全域】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	25.2	55.0	66.3	69.7	70.2
舗装率 (%)	58.4	84.5	89.8	94.0	93.8
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	57.9	41.0	44.8	18.9	27.6
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	9.9	6.6	5.5	7.3	7.1
水道普及率 (%)	91.7	99.7	99.4	98.0	99.5
水洗化率 (%)	—	—	89.0	95.1	98.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	18.5	19.4	18.0	16.1	15.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 松本市全域

少子化・高齢化や地球温暖化による気候変動、新型コロナウイルスの出現による生活様式の見直しなど、時代が大きな転換期を迎えています。今が転換期であるからこそ、50年先、100年先の将来を見据え、これまでの慣例や固定観念にとらわれることなく、「何のために、何をする」を意識し、社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが重要と考えています。

そのため、改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考え、人と自然や都市との関係をつなぎ直し、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現することを目指し、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させることを基本理念として掲げています。

基本理念の実現のため、市民と行政が共に取り組む5つの行動目標を定めています。

(ア) みとめる

自分らしく生き、支え合う

(イ) まなぶ

共にはぐくみ、学ぶ

(ウ) いかす

自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く

(エ) つなぐ

人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る

(オ) いどむ

新たな価値を創造し、常に進化する

この基本理念と行動目標を基本方針とし、このまちに暮らし集う一人ひとりが、ありのままの自分を大切にしながら、豊かさと幸せを実感できるように、さらに次の世代へ豊かさと幸せを届けられるように、施策を進めます。

イ 過疎地域

(ア) 四賀地区

合併前の旧四賀村では、基本目標を「地球環境に根ざす新しい生活とまちの創造」とし、スローガンを「エコビレッジ・四賀」としてまちづくりに取り組んできたことから、環境にやさしい資源循環型まちづくりを目指し、有機栽培や有機循環型農業などとともに、先端技術を活用した農業の推進や耕作されない農地の活用を図ります。

(イ) 安曇地区

合併前の旧安曇村では、上高地・白骨温泉・乗鞍高原などの観光地をはじめとする恵まれた美しい自然景観を大切な資産とし、「ゆたかさと生きがいのある郷土」をめざして活力ある村づくりに取り組んできたことから、これらの世界水準

の観光資源を活かした山岳リゾート整備を行うとともに、豊富な自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

(ウ) 奈川地区

合併前の旧奈川村では、温泉・スキー場・キャンプ場、タカ見の広場などの観光施設や歴史ある野麦峠など、人々の交流、豊かな自然、受け継がれてきた歴史・文化、そして郷土愛を背景に、だれもが「住んでいてよかった」と思える村づくりに取り組んできたことから、豊富な自然環境を活かした観光コンテンツを創造するとともに、古くから根付く伝統野菜や在来種のそばなどの付加価値向上に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

項目	現状値	目標値
人口	243,293人（平成27年）	238,693人（令和7年）
合計特殊出生率	1.56（平成25年-平成29年平均）	1.62（平成30年-令和4年平均）
行政サポートによる移住世帯数	22世帯（令和2年度）	52世帯（令和7年度）

令和8年度に松本市第12次基本計画の策定を予定していることから、同計画との整合性を図るため、今後、必要に応じて目標値を変更します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、達成状況を過疎地域の住民自治組織等に報告し、評価検証を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6か年とします。

なお、長野県過疎地域持続的発展方針との整合を図り、必要に応じて計画に修正を加えるものとします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、健全で持続可能な都市経営の実現を目指し、20年、30年先を見据えた長期的視点をもって公共施設（建築物）の更新・統廃合・長寿命化を進めるため、松本市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しています。

総合管理計画においては、公共施設等の管理に関する基本的な方針を、以下のとおりとしており、本計画における対策等と整合を図るものとします。

ア 公共施設（建築物）

- (ア) 基本方針1 「量」から「質」へ（「高品質」なサービスへ）
- (イ) 基本方針2 既存施設の最適化（施設の有効活用）
- (ウ) 基本方針3 総量規制・総量削減
- (エ) 基本方針4 民間活力の導入

イ インフラ資産

- (ア) 基本方針 1 計画的な維持管理・更新に基づく、施設の長寿命化
- (イ) 基本方針 2 新たなインフラ資産の抑制

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 四賀地区

ア 移住・定住

(ア) 現状と問題点

進学や就職等を契機として、若者が都市部に流出し、地区内人口の社会減が進行しています。

UIJターン者に対する特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅（若者定住住宅を含む。）への入居促進など、地区内に人を呼び込むための支援を行っていますが、若年人口の増加及び定着には至っていません。

仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方暮らしへの関心が高まっていることから、市街地及び郊外への移住希望者が多くいる一方で、山間地域である地区内への移住希望者は依然として少ない状況です。

また、持続可能な地域づくりと少子化対策として結婚を希望する男女への結婚推進事業を展開し、成婚に向けて支援していますが、多様化する相談者のニーズへの対応が課題となっています。

(イ) その対策

進行する人口の社会減に対応するため、地域社会の担い手となる働き盛り世代の移住・定住の促進に重点をおいて取り組みます。

若者が地域に関心を持ち、若者目線で地区内の魅力を発信してもらうことが、現役世代の移住・定住促進にとって重要であることから、市内の大学等と連携して、学生の卒業後の地元定着を図ります。

地区住民による取組みと連携して、二地域居住やテレワークを推進し、地方との繋がりを求める都市部在住者による、移住・定住のきっかけづくりに取り組みます。

また、結婚推進事業は、相談しやすい環境を提供することで、定住へとつなげていきます。

イ 地域間交流

(ア) 現状と問題点

恵まれた自然環境資源を活用した体験農園施設を整備し、都市と住民との交流を促進する中で、農業体験を通じて農山村の生活・文化・豊かさを実感し、理解を深めるとともに、広域連携で交流活動、各種イベントなどを開催して交流機会の拡大及び充実を図り、魅力ある交流の場を創出していかなければなりません。

地域活性化の方策として、滞在型市民農園「クラインガルテン」や市民農園を

中心とした各種イベントを開催し、都市住民との交流を推進してきました。しかし、地区だけの誘客活動には限界があり、諸施設の整備も不十分で、日帰り型の観光となっています。

(イ) その対策

他の過疎地区との連携した交流活動を推進することにより、滞在型・体験型の観光への転換を図るとともに、地域住民の意見を取り入れた地域振興を推進します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住化促進事業	市
		結婚推進事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(2) 安曇地区

ア 移住・定住

(ア) 現状と問題点

進学や就職等を契機として、若者が都市部に流出し、地区内人口の社会減が進行しています。

UIJターン者に対する特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅への入居促進など、地区内に人を呼び込むための支援を行っていますが、いずれの住宅も空きがあり、若年人口の増加及び定着には至っていません。

仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方暮らしへの関心が高まっていることから、市街地及び郊外への移住希望者が多くいる一方で、山間地域である地区内への移住希望者は依然として少ない状況です。

(イ) その対策

進行する人口の社会減に対応するため、地域社会の担い手となる働き盛り世代の移住・定住の促進に重点をおいて取り組みます。

若者が地域に関心を持ち、若者目線で地区内の魅力を発信してもらうことが、現役世代の移住・定住促進にとって重要であることから、市内の大学等と連携して、学生の卒業後の地元定着を図ります。

地区住民による取組みと連携して、二地域居住やテレワークを推進し、地方と

の繋がりを求める都市部在住者による、移住・定住のきっかけづくりに取り組みます。

イ 地域間交流

(ア) 現状と問題点

安曇地区は、上高地、乗鞍高原などの全国的な観光資源を有し、多くの観光客が訪れています。平成11年度に、上高地の玄関口である沢渡地区に交流促進施設「グレンパークさわんど」を建設し、都市住民との交流により地域振興が図られるよう、人・歴史・文化・風景・産物などの情報を提供する場を設けました。平成14年度には、地元住民と都市住民とのふれあいを目的とした、「ふれあいぱーク乗鞍」が完成し、静岡県松崎町との交流やセミナー等で利用されるとともに、住民同士の交流及び社会教育活動の拠点となっています。

旧安曇村は、姉妹都市として、スイス・グリンデルワルト村及び静岡県松崎町と姉妹提携を結び、中学生のホームステイなどを行ってきました。民間レベルでの交流も生まれており、教育・芸術・生活・文化面での一層の交流の推進が求められます。

(イ) その対策

地域グループの自主性を生かし、交流事業の継続的な活動の支援を進めます。

また、より使いやすい施設への改修を進めます。姉妹都市交流については、引き続き、形式的な交流に終わらず、相互の考え方や文化などの理解を深めることができる環境づくりを進めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住化促進事業	市
		地域間交流事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 移住・定住

(ア) 現状と問題点

進学や就職等を契機として、若者が都市部に流出し、地区内人口の社会減が進行しています。

UIJターン者に対する単身者用住宅や一戸建て住宅等の特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅（若者定住住宅を含む。）への入居促進など、地区内に人を呼び込むための支援を行っていますが、若年人口の増加及び定着には至っていません。

仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方暮らしへの関心が高まっていることから、市街地及び郊外への移住希望者が多くいる一方で、山間地域である地区内への移住希望者は依然として少ない状況です。

(イ) その対策

進行する人口の社会減に対応するため、地域社会の担い手となる働き盛り世代の移住・定住の促進に重点をおいて取り組みます。

若者が地域に関心を持ち、若者目線で地区内の魅力を発信してもらうことが、現役世代の移住・定住促進にとって重要であることから、市内の大学等と連携して、学生の卒業後の地元定着を図ります。

地区住民による取組みと連携して、二地域居住やテレワークを推進し、地方との繋がりを求める都市部在住者による、移住・定住のきっかけづくりに取り組みます。

また、地域からの要望が強い高等学校就学補助を拡充させた働き盛り世代の定住推進の取組みについて、検討していきます。

イ 地域間交流

(ア) 現状と問題点

地区ボランティアの協力による、森林(もり)の里親事業をはじめ、農林業や自然体験を通じた交流事業にも力を入れるなど、交流機会の創出に努めてきました。

地区住民がこれらの交流事業に積極的に関与し、活性化に結びつけることが重要です。また、新たな発想により話題性のあるソフト事業を展開し、本地区の情報を広く発信していくことが必要です。

(イ) その対策

交流の輪を広げるため、国内及び海外都市との交流促進事業の検討を進めます。

また、本地区の自然環境や風土を生かした新たな交流事業を展開するため、その施設整備と人材育成やソフト事業の創出に努め、インターネットなどを利用した積極的な情報発信に取り組みます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住化促進事業	市
		働き盛り世代の定住化推進事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

3 産業の振興

(1) 四賀地区

ア 農業・畜産業

(ア) 現状と問題点

四賀地区の農家形態は小規模経営で、農地の大半は養蚕業の衰退により荒廃が進んでいます。中山間地域の不利益性と担い手の高齢化による農業離れ・農家離れが進み、農業後継者不足、遊休荒廃農地の増加など、農業集落機能まで崩壊しかねない状況です。

こうした中、資源循環型農業の構築に取り組んでおり、耕畜連携による飼料用米の産地化に向けた普及と地場産の農林作物の試作・開発、加工などを行い、付加価値をつけて流通させることを目的に、住民有志が積極的に活動をしています。

また、平成4年度から各種補助事業を導入し、遊休荒廃農地の有効利用と有機栽培を柱とした滞在型市民農園の整備に着手し、その結果、遊休荒廃農地7.0haの解消を果たしたほか、滞在型市民農園「坊主山クラインガルテン」や「緑ヶ丘クラインガルテン」をステージにして、都市住民の異なった文化や価値観に接し、交流を深め、地区の活性化を図っています。

野生鳥獣対策については、平成23年度から平成28年度までに防護柵及び電気柵を約59km設置し、防護柵及び電気柵の設置により農作物の被害は減少傾向です。

(イ) その対策

四賀地区の農業は、安全で安心できる有機栽培など、資源循環による環境保全型農業を推進します。土地基盤整備については、受益者の意向を十分に踏まえて整備を進めます。また、土地の流動化については、原風景を保ちながら、兼業農家の保有する農地の再利用を図るため、自立農家への流動化を促進します。

都市住民を対象にした滞在型市民農園を整備し、通年利用できる施設の充実を図り、遊休荒廃農地の有効利用や住民の就業・雇用機会を確保しつつ、地域の活性化を図ります。また、幹線農道や農業用水を確保するための整備、農業関連施

設の改修、有害鳥獣からの被害に対応するための設備等の整備に取り組み、農村環境の整備を通じ、若者にも魅力ある農村の形成を推進します。

また、野生鳥獣対策については、防護柵及び電気柵の維持管理等を、地域住民との協働により推進します。

イ 林業

(ア) 現状と問題点

四賀地区は、総面積 90.22 km² で、その 82% が森林という典型的な山村であり、それを大きな特性として生かしていく可能性があります。

同地区世帯の約 7 割近くが森林を所有していますが、その規模の零細性や近年の木材価格の低迷などから、林業生産活動はごく小規模に留まっています。このため、各種事業を導入して、林業生産基盤の充実、林業経営の合理化、生産性の向上などを図ってきましたが、従来型の林業では、労働力の減少と高齢化、林業経営費の増加などにより、林業生産活動は引き続き停滞し、魅力に欠ける状況になっています。

また、松茸が特産品となっていますが、薪炭利用がされず高樹齢化し、更には松くい虫被害により発生量が著しく減少しています。

(イ) その対策

現在実施している各種補助事業を継続し、森林資源としての質的向上を図りながら、治山、治水、水源かん養など、森林の持つ公益的機能を発展させていくほか、森林施業の効率化や生産性の向上、森林資源の高度利用化を図るため、林道網の整備保全に取り組みます。また、被害の著しい松くい虫対策として、ライフライン対策や更新伐事業等に取り組みます。

また、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

ウ 観光・レクリエーション

(ア) 現状と問題点

四賀地区は、平成 15 年度に完成したクラインガルテンをはじめとし、地区内で出土する化石を展示した「化石館」、宿泊施設「松茸山荘別館東山館」、季節的には地域特性である群生する福寿草を生かした「福寿草まつり」を開催するなど、自然環境を活用した様々な展開がなされています。

また、東日本最古級の石垣が出土した殿村遺跡などの文化財があり、古代、中世、近世と交通の要所でもありました。これらの遺跡や出土品などをどう生かしていくかが今後の課題です。

そのほか、滞在型市民農園「坊主山クラインガルテン」や「緑ヶ丘クラインガルテン」の滞在型の交流事業を観光のツールとして捉えています。

(イ) その対策

殿村遺跡の発掘調査が終了したため、今後は、史跡整備や出土品の展示などを、誘客手段の一つとして活用します。

また、平成24年度に整備が完了し、地区内の一部を通過している自然環境を生かした美ヶ原高原ロングトレイルの魅力積極的に情報提供するとともに、滞在型市民農園の活用、「福寿草まつり」などの特色ある地域イベントへの支援などを行います。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	農村公園・広場整備改修事業	市
		四賀環境学習の森整備事業	
	林業	森林整備事業	
		林道整備事業	
		林業者等健康増進管理集会施設改修事業	
		バイオマス推進による林業振興事業	
	(4) 地場産業の 振興	四賀地域食材供給施設改修事業	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	化石館整備事業	
		殿村遺跡史跡整備事業	
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	観光イベント・まつり事業 (福寿草まつり事業等)	
		林道維持管理補修事業	
		有害鳥獣対策事業	
	(11) その他	中山間地域直接支払制度	
		クラインガルテン整備事業	
		ゆうきの里推進事業	
		松くい虫対策事業	
多面的機能支払交付金事業			
	テレワーク支援事業		

オ 産業振興促進事項

(ア) 産業振興促進地区及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
四賀地区	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記ア～エのとおり

カ 公共施設等総合管理計画等との整合

施設修繕計画に基づき、施設の長寿命化を図り、コストの縮減と平準化を進めるとともに、利用者ニーズを踏まえた改善を検討するとの基本的な方針に沿って、整備、改修を進めます。

(2) 安曇地区

ア 農業・畜産業

(ア) 現状と問題点

安曇地区は、標高700mから1,500mの立地及び気象条件の厳しい高冷地に僅かな畑が点在しているのみで水田はありません。畑では自家用野菜の作付けが主となっていますが、地域の気候風土を生かした「稲核菜」、「番所きゅうり」、「番所そば」など希少な農作物が栽培されています。しかし、これらの在来種は一般的に認知度が薄く、個々の特性・魅力を生かしきれていないのが現状です。

「安曇風穴の里」、「グレンパークさわんど」、農産物加工販売施設等については、建設から数十年が経過しており、景観、施設の延命化を図る修繕・改修が必要ですが、著しく利用が少ない施設については、今後利用率の向上を含め「施設のあり方」を検討していかなければなりません。

野生鳥獣対策については、平成23年度から平成24年度までに防護柵及び電気柵を約4km設置しましたが、現在も農作物の被害は継続しており、電気柵等の維持管理における負担が増しています。

(イ) その対策

「稲核菜」、「番所きゅうり」、「番所そば」などは、専門家の指導により種子の系統選抜、品質管理を行うとともに、味覚や文化の魅力を多くの人に提供、発信しブランド化を図ります。

「安曇風穴の里」、「グレンパークさわんど」は観光客の休憩・情報発信、地元農産物の販売や料理を提供する食堂の機能を持った施設で、農産物加工販売施設は地域の交流の拠点施設と地元農産物を原料として加工販売している施設で

す。これらの施設は、利用率の向上を図りつつ、施設のあり方を検証したうえで修繕、改修を計画的に行います。

また、野生鳥獣対策については、防護柵及び電気柵等の設置だけでなく周辺の森林整備を含めた一体的な対策について検討していきます。

イ 林業

(ア) 現状と問題点

安曇地区の総面積403.03k㎡のうち約393k㎡は山林で、地域全体の約98%を占めています。国産材の需要は低迷し、林業を生業とすることは、困難な状況です。しかし、国土保全上森林のもたらす効用は、広域的に及ぶものであり、保護・育成は極めて重要です。林道網の整備は、開設区域の安全性・自然保護・経済性などを考慮しながら計画的に進める必要があります。また、市有林の保育・管理は、森林組合などに委託し進めています。また、私有林については、手入れが進んでいない状況であり、森林施業の集約化を図るなど補助制度を利用しながら整備を進める必要があります。

(イ) その対策

既設林道については、国・県の補助事業を活用し、整備を推進します。また、先線及び支線の開設を検討します。森林整備については、国・県の補助事業を取り入れ、積極的に除間伐が行われるよう推進します。更に、林業振興に係る地域の活性化を目的とした団体などと連携を図り、木質バイオマス燃料利用による山づくりを通じた林業の振興及び地域づくりを進めます。

森林整備に当たっては、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

過疎地域自立促進特別事業として、住民の安全確保を図るための林道の法面改修などを実施し、林業振興を図ります。

ウ 観光・レクリエーション

(ア) 現状と問題点

安曇地区は、日本を代表する山岳景勝地を抱え、恵まれた自然環境を生かし、地域特有の歴史と文化を織り交ぜながら発展してきました。自然公園法や文化財保護法、独自条例などにより、多くの自然が保全されています。今までは、多くの観光客の入込みがあったものの、近年は、近隣地域の交通網の発達、ライフスタイルの変化により、観光客が減少傾向にあります。今後、持続可能な観光地を目指し、誰もが安全で快適に利用できる施設の整備を行い、国立公園にふさわしい環境に配慮した山岳観光地づくりを進める必要があります。

また、上高地・白骨温泉には、他の観光地にはない魅力があり、それを大切にしながら独自性を打ち出し、乗鞍高原では体験型・環境学習型の観光の受入態勢整備を進めるなど、官民一体となった地域づくりが必要です。温泉引湯により新たな可能性を秘めた沢渡地区は、中部山岳国立公園南部地域の玄関口として重要な交通拠点に位置付け整備に力を入れていく必要があります。

その他、インターネットを活用したデジタルマーケティングを強化し、データに裏付けられた分析により、効果的なプロモーションを実施する必要があります。

(イ) その対策

広域観光の拠点づくりを目的とした整備を推進します。地区内を通る主要国道、県道の拡幅改良工事などについて関係機関に要請します。また、乗鞍岳マイカー規制について、長野県、岐阜県などと協議しながら、更なる運用の充実を図ります。

上高地では、世界水準の山岳観光地を目指し、自然環境や景観の保全を図りつつ、防災・減災対策や適切な管理用道路整備等に取り組みます。

また、沢渡地区市営駐車場の機能強化のための整備、白骨温泉地区の遊歩道等の整備を推進します。乗鞍高原地区では、将来ビジョンである「のりくら高原ミライズ」のもと、ゼロカーボンパークとして生活する地元住民の意識の向上とともに、電気自動車等の活用や地産地消の具体的なアクションプランに取り組みます。また、施設の通年利用を目指した再検討を行い、遊歩道や登山道、案内板、公衆トイレの整備や、核となる施設として、鈴蘭地区の観光センター周辺一体整備を進めます。

この他、観光地域づくり法人アルプス山岳郷が中心となり、信州・長野県観光協会、日本アルプス観光連盟、松本観光コンベンション協会などとの連携や岐阜県高山市とも協力し、広域的な観光宣伝を推進するとともに、最新かつ細かな観光情報の提供に取り組みます。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業 林業	農道整備事業	市
		森林造成事業	
		林道整備事業 (奈川・安曇線)	
		林道整備事業 (トンネル延命化事業)	
		林道橋りょう延命化事業	
		バイオマス推進による林業 振興事業	
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	番所加工流通施設整備事業	
		島々農産物加工販売施設整備 事業	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	アルペンホテル整備事業	
		焼岳小屋整備事業	
		グレンパークさわんど整備 事業	
		乗鞍観光センター改修事業	
		アクティブプラザアルプス の郷改修事業	
		乗鞍・白骨遊歩道再生事業	
		国立公園内環境整備事業	
		上高地梓川左岸歩道整備事 業	
		公衆・山岳トイレ整備事業	
		白骨温泉景観再整備事業	
		観光案内版整備事業	
	特別天然記念物白骨温泉の 噴湯丘と球状石灰石保存整 備事業		
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	有害鳥獣対策事業	
		林道維持管理補修事業	
		特産品ブランド化推進事業	
(11) その他	テレワーク支援事業		

オ 産業振興促進事項

(ア) 産業振興促進地区及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
安曇地区	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記ア～エのとおり

カ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記3(1)カと同様です。

(3) 奈川地区

ア 農業・畜産業

(ア) 現状と問題点

奈川地区の農地は、標高1,000m以上の高冷地にあり、日陰を避けた日向斜面や山の上に耕作地が多くあり、小規模で生産性、収益性が低いことから若年層の農業離れと高齢化により遊休農地が増えています。そのため、高齢となる耕作者が安全に通行するための農道の維持管理が求められています。

また、中山間総合整備事業や新山村振興等農林漁業特別対策事業などにより体験農園施設（クラインガルテン）、農産物加工直売施設（ながわ山彩館）の整備を行い、都市との交流と遊休農地の解消を図ってきましたが、施設は経年劣化等により計画的な修繕、改修の時期となっています。

農業は、そば、野菜が中心で、特にそばは昼夜の気温差が大きく風味豊かなそばが生産されています。平成30年に設立された「株式会社ふるさと奈川」では「奈川そば振興組合」の事業を引き継ぎ、機械化を進めていますが、地理的条件により作付規模の拡大ができない状況です。野菜は、信州の伝統野菜でもある「保平かぶ」は、品質、食感ともに高い評価を得ているため、計画的に栽培されていますが、主体であった畜産は激減しています。

野生鳥獣対策については、平成24年度から平成28年度までに防護柵及び電気柵を約1.5km設置し対策を講じていますが、農作物の被害は増加傾向です。

(イ) その対策

奈川地区には古くから栽培されている「奈川在来そば」など伝承すべき固有の農作物があります。これらの農作物は、他の品種と比べて、栽培がしにくい、収量が少ないなど品種特有の課題はありますが、風味、味とも好評を得ていることから作付規模の拡大を図る必要があります。また、「保平かぶ」は他の品種と交

配してしまい固有の特性が失われてしまうことも懸念されることから、専門家の指導による種子の系統選抜、品質管理が必要です。一方で健康食品として話題のエゴマ栽培により、遊休荒廃地対策と高齢者の生きがいつくり、さらには農家所得の向上を図ります。これらの取組みを、地理的表示（GI）取得等奈川産食材のブランド化として推進します。

地場産業におけるそば、伝統的野菜、健康野菜はそれぞれ耕作条件が異なり、作物別に作付場所が変わります。また、耕作に伴う各種の農業機械使用による運搬作業があります。安定的な農作業が行えるよう農道等の維持管理を行うと共に、現在では豪雨などによる自然災害が及ぼす農業施設への影響が多く、農道の法面復旧を進めています。

クラインガルテン等農業関連施設については、経年劣化に対応するための施設改修を進め、利用率の向上及び都市農村交流を進めるためにも、県内外へ情報を発信していきます。

また、野生鳥獣対策については、防護柵及び電気柵の維持管理等を、地域住民との協働により推進します。

イ 林業

（ア）現状と問題点

奈川地区内は、林野面積が約 94% を占める典型的な山間部です。民有林の人工林率は、約 49% であり、そのうちの約 85% がカラマツです。近年の森林を取り巻く環境においては、森林の公益的機能を高度に発揮できる森林整備が求められていますが、長期にわたる木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより、林業活動の停滞を招き、森林整備の遅れが目立っていることから、その対策が急務となっています。

また、主伐期を迎える 40 年以上のカラマツが大半を占めているため、その用途拡大が課題となっています。

（イ）その対策

今後は、合板へのカラマツ材の利用や、木質バイオマス利用による森林資源の有効活用に取り組みます。

併せて、森林のもつ多面的機能を維持するために、森林所有者の同意を得て、森林整備に取り組み、林業の活性化を推進します。

森林整備に当たっては、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図っていきます。

また、過疎地域自立促進特別事業として、住民の安全確保を図るための林道の法面改修を実施し、林業振興を図ります。

ウ 観光・レクリエーション

(ア) 現状と問題点

奈川地区の観光事業は、スキー場、スポーツ・レクリエーション施設、温泉など主要施設を旧奈川村が主体で開発し、民間の事業経営の基盤としても大きな役割を果たしてきました。このため、これらの施設の充実整備は、引き続き重要な課題です。また、価値観の多様化に対応し、体験・体感型観光への取り組みが必要となっています。

周辺には上高地、乗鞍高原などの国際的な山岳観光地があります。安房トンネルや国道361号伊那木曾ルートの開通によって、広域的観点での施策が重要となる中で、女工哀史に代表される歴史を秘めた野麦街道、地区内に湧き出る良質な温泉、四季に応じて多彩な表情をみせる大自然などを最大限に生かし、奈川地区としての特色のある観光事業のあり方を明確にする必要があります。

(イ) その対策

野麦峠スキー場、キャンプ場、温泉などの本地区における主要な観光施設について、観光客の多様なニーズに対応できるよう、総合的に整備充実を図ります。また、農林業や自然を舞台にした体験・体感型事業を今後の新たな戦略として位置付け、施設整備とともにソフト事業の充実に取り組みます。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	農道整備事業	市	
		林道整備事業		
		林業		林道橋りょう延命化事業
				森林造成事業
				バイオマス推進による林業振興事業
	(4) 地場産業の 振興	農産物加工販売施設整備事業		
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	信州野麦峠スキー場整備事業		
		キャンプ場整備事業		
		ウッディもつく整備事業		
		遊歩道整備事業		
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	有害鳥獣対策事業		
		林道維持管理補修事業		
		奈川産食材ブランド化推進事業		
	(11) その他	中山間地域農業直接支払制度		
		クラインガルテン整備事業		
テレワーク支援事業				

オ 産業振興促進事項

(ア) 産業振興促進地区及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
奈川地区	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記ア～エのとおり

キ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記3(1)カと同様です。

4 地域における情報化

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

通信媒体は、平常時や災害発生時における情報伝達手段として、昭和62年度に整備した市町村防災行政無線（移動系）と平成15年度に整備した防災行政無線（同報系）が主ですが、旧松本市防災無線と統合するため、令和4年11月までに設備や機器の更新を進めています。

イ その対策

防災無線については、令和4年11月までに旧松本市の設備と統合することで、設備及び機器の更新を進めています。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災無線システム整備事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

近年の情報通信の発達は、めざましく、高速化・高度化が進み、情報ネットワークの充実により、住民生活にも様々な形で浸透し、多彩なサービスが始まっています。

地区内の情報伝達施設として防災無線がありますが、令和2年度には旧松本市防災無線と統合するため、設備や機器を更新し運用を始めました。

この他、本地区は、全地域においてテレビの難視聴地域でしたが、平成13年度に地域イントラネット基盤施設整備事業により整備した光ケーブルを幹線として利用し、平成18年度には、地元CATV会社の協力により、上高地を除く地区内のテレビ受信対策（HFC方式）、また平成22年度には、松本市が難視聴対策事業により追加整備（FTTH方式）を行い、運営は地元CATV会社に依頼をする形で、テレビ受信対策を行いました。

今後は、光ケーブルについて、FTTH化における地元CATV会社との調整を行った上、耐用年数の超過や森林帯敷設区間における倒木被害等の対災害性の問題解消のため、設備の更新（光ケーブルの地下埋設化）が必要です。

また、上高地地域では、平時における観光目的の利用に加え、かねてから懸念事項であった焼岳火山噴火等における観光客・登山客等への通信手段の確保を目的として、令和元年度に通信事業者との協力体制で、上高地（河童橋から横尾地区間）の光回線を整備、令和2年度にはその回線を利用した屋外Wi-Fiスポット（公衆無線LAN）を明神館、穂高神社、徳沢園、横尾山荘に整備しました。

今後、架空配線となっている徳沢から横尾地区間の光回線について、倒木及び落石等の対災害性の強化が必要です。

平成22年度大手携帯電話事業者3社との協定に基づく協力体制のもと、平成26年度に大正池地区、明神地区、徳沢地区、横尾地区の携帯電話のエリア化を完了しましたが、地元から山岳地帯における携帯不感地解消の要望を受けています。

イ その対策

防災無線については、旧松本市の設備と統合するため設備及び機器の更新を進めた結果、令和2年12月にシステムを統合しました。

光ケーブルの更新について、環境省、中信森林管理署、国土交通省及び地元関係者等との調整を行い、設備の更新を進めます。

また、上高地地域では、架空配線となっている徳沢から横尾地区間の光回線について、市が進める管理用道路の整備に合わせて地下埋設化するため、通信事業者との協定に基づく協力体制のもと、許認可等関係機関との調整を進めます。

また、山岳地帯の携帯不感地解消の実現に向け、大手携帯電話事業者のほか、環境省、中信森林管理署、国土交通省及び地元関係者等との調整を進めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災無線システム整備事業	市
		イントラネット設備更新事業	
		電源・光ファイバー設置事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

地区内の情報伝達施設として防災無線があり、平成15年度にデジタル化を図り、地区内15屋外支局との双方向通信が可能となりました。また、令和2年度には旧松本市防災無線と統合するため、設備や機器を更新し運用を始めました。

また、本地区では、平成22年度に松本市が難視聴対策事業により整備（HFC方式）を行い、運営は地元CATV会社に依頼をする形で、テレビ受信対策のほか、インターネットサービスの提供を行いました。

今後は、CATV設備の保守部品の終了の問題と合わせて、HFC方式によるインターネットの通信速度の問題から格差是正を地元から求められているため、設備の更新が必要です。

イ その対策

防災無線については、旧松本市の設備と統合するため設備及び機器の更新を進めた結果、令和2年12月にシステムを統合しました。

また、CATV設備の更新について、環境省、中信森林管理署、国土交通省、地元関係者等との調整を行い、設備の更新を進めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災無線システム整備事業	市
		難視聴対策光化整備事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

交通網の整備は、過疎対策に不可欠の条件であり、過疎地域活性化の大きなポイントです。交通機関が自動車輸送型に移行して、鉄道のない現状においては、幹線となる高規格の道路整備が一層重要となっており、既存幹線道路の国道や県道は、拡幅改良などの整備が必要となっています。そのため、県では、国道143号の会吉地区の道路改良と青木峠バイパスの計画、また、3路線ある県道で歩道設置や拡幅改良が進められています。

市道は、生活道路として整備を進めていますが、今後も、一部改良などの整備を逐次行っていく必要があります。

地形的な理由などから自家用車での移動は日常生活においても欠かすことのできないものとなっていますが、地区内の高齢化が進み交通不便者が増加しているため、四賀地区においては公共交通機関の必要性があり市営バスを運行しています。市営バスの運行にあたっては、地域住民の利便性を確保しつつ、老朽化した車両について適正な規模での更新を検討する必要があります。

イ その対策

国道143号は、本市と上田市を結ぶ基幹道路であり、その全線改良が待たれています。特に青木峠は、道路幅員が狭く屈曲した山道で、県道の3路線は、通学路区間の歩道の整備が未完了であり、交通弱者の保護のためそれぞれの改良促進を関係機関に働きかけます。

市道は、幹線道路の国道・県道とを結ぶ生活道路として、引き続き整備を進めます。

また、過疎地域自立促進特別事業として、地域住民の公共交通の利便性の向上を図るためバス運行事業、住民の安全確保を図るための市道の維持管理、大規模補修事業などに取り組みます。

バス車両は、安全な運行を図るため、計画的な更新に取り組みます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路 橋りょう	市道新設改良事業	市
		橋りょう整備事業	
	(6) 自動車等 自動車	市営バス・四賀地域バス更新事業	
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業	
	市営バス運行事業		
	地域公共交通協議会負担金		
	市道維持管理補修事業		
未登記道路解消事業			

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

幹線道路の舗装長寿命化修繕計画及び松本市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた維持管理を行います。

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

安曇地区内の国・県道は、各集落を結ぶ唯一の基幹道路であり、住民の生命線となっています。その代表的な国道158号は、長野県と岐阜県を結ぶ安房トンネルが平成9年12月に開通し、通年通行が確保され、広域的な流通・交流が可能となりました。

また、その後の新湊橋の開通や島々バイパス、うすゆき橋バイパスの開通により、一層利便性が向上しました。

その反面、交通量が増加し、幅員の狭いトンネルでは、大型車のすれ違いが難し

く、また、奈川渡ダムから稲核を含む島々地籍までの屈曲狭あい部分が渋滞の一つの要因となっており、平成28年度から国が奈川渡改良、令和2年度から県が狸平バイパスにそれぞれ着手し、早期の事業推進が求められています。

また、主要地方道乗鞍岳線・一般県道白骨温泉線においては、白骨温泉線は改良により、通年通行が可能となりましたが、厳しい気象条件に対応できる道路として一層の改良が必要です。

市道については、必要に応じた拡幅などの改良や橋りょうの改築により、安全性の更なる確保が必要です。

また、安曇地区と市街地を結ぶ国道158号は、行楽シーズンを中心に、波田・新村間において慢性的な渋滞が発生しており、中部縦貫自動車道や国道158号渋滞対策道路の事業推進が求められています。

上高地地域においては、「上高地ビジョン2014」において、仮設道路、仮設橋の恒久化が求められており、管理用道路等の新たな整備が必要とされています。

イ その対策

中部縦貫自動車道、国道158号、国道158号渋滞対策道路、主要地方道乗鞍岳線、一般県道白骨温泉線及び主要地方道上高地公園線の改良促進を引き続き、関係機関に要請します。特に乗鞍岳線については、通学路となっている場所もあるため、歩道の整備を働きかけます。市道については、地域の要望を踏まえ、拡幅などの改良や安全面での対応を計画的に進めます。

また、上高地地域では、徳沢・横尾地区への基幹作業道の整備について、国・県の関係機関と協議の上、進めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	市道新設改良事業	市
	道路	橋りょう整備事業	
	橋りょう	基幹作業道整備事業	
	(3) 林道	除雪機械整備事業	
	(8) 道路整備機械等	市道維持管理補修事業	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通協議会負担金		

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記5(1)エと同様です。

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

奈川地区内の生命線は、国道158号から分岐し、地区を南北に貫き国道19号を結ぶ主要地方道奈川木祖線と、寄合渡集落から分岐し、野麦峠を越えて岐阜県を結ぶ主要地方道奈川野麦高根線です。いずれの路線も未改良区間が多く、改良区間においても奈川渡ダム建設時に付け替えられた旧規格の区間があり、急カーブや狭い幅員のため大型車の相互通行が困難な箇所が多く、産業振興や定住促進を図るうえで大きな障害となっており、早期改良が求められています。

また、奈川地区と市街地を結ぶ国道158号は、行楽シーズンを中心に、波田・新村間において慢性的な渋滞が発生しており、中部縦貫自動車道や国道158号渋滞対策道路の建設が求められています。

市道は、幹線道の整備と急こう配箇所の改良を中心に進めてきましたが、地形的制約により改良に要する事業費は膨大であり、改良率は、66.9%（令和元年度末）と低く、計画的な改良が今後の課題となっています。

公共交通については、平成4年の民間路線バスの廃止により、市営バスを運行しています。住民等の幅広いニーズに応えることは困難ですが、移動手段を確保するため、ダイヤの見直しや老朽化した車両の更新が必要となっています。

除雪体制については、県道や幹線市道は、業者委託により早期除雪体制を確立しています。また、市道など集落内の生活道路については、業者委託による除雪体制に加え、機械の貸与と町会委託を進め除雪体制の強化を図っていますが、高齢化や人口減少により町会での除雪が困難となってきています。

イ その対策

中部縦貫自動車道、国道158号、国道158号渋滞対策道路、主要地方道奈川木祖線及び主要地方道奈川野麦高根線の改良及び建設促進を関係機関に要請します。市道は、主要地方道を起点として各集落間を結び、日常生活に密接した生活道路ですが、幅員が狭く、急こう配区間も随所にあります。このため、地域住民の意向に沿って、逐次、改良・舗装を進めます。また、観光路線については、線形の見直しをはじめ、障害箇所の早期解消に努め、交通の安全確保を図ります。

公共交通については、道路整備に合わせた路線の見直しと利用状況等の評価・検証によるダイヤの検討を行い、利用者ニーズに対応した効率的な運行に努め、バス車両は、安全な運行を図るため、計画的な更新に取り組みます。

また、冬期間においては、地域住民の協力を得て、沿線の支障木の除伐を行い、路面の日照時間を確保するなど、良好な道路環境の整備に努めますが、地域住民からの要請に応えるためには、幹線道路・生活道路ともに、今後とも業者委託による除雪体制に加え、町会委託による除雪体制の構築に、引き続き取り組みます。

また、過疎地域自立促進特別事業として、地域住民の公共交通の利便性の向上を図るためのバス運行事業、住民の安全確保を図るための市道の補修、オーバーレイ事業などに取り組みます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道新設改良事業	市
	(3) 林道	作業道整備事業	
	(6) 自動車等 自動車	市営バス更新事業	
	(8) 道路整備機 械等	除雪機械整備事業	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業	市道維持管理補修事業	
市営バス運行事業			
		地域公共交通協議会負担金	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 5 (1)エと同様です。

6 生活環境の整備

(1) 四賀地区

ア 水道

(ア) 現状と問題点

平成 17 年に合併後、平成 19 年から安全で安心な水道水の安定供給を行うため、「四賀地区拡張事業」に着手し、平成 27 年 3 月に竣工しました。

平成 27 年 4 月からは、細原・西北山・穴沢の 3 か所の簡易水道を、四賀地区水道事業に統合し、上水道事業として管理しています。統合施設は老朽化により、維持管理の課題があります。

(イ) その対策

老朽化した上水道施設の更新を計画的に進め、適切な点検整備を行い安定した水道水の供給に努めます。

イ 下水道

(ア) 現状と問題点

生活様式の都市化により、地区内全域からトイレの水洗化や生活雑排水の衛生的な処理の強い要望があり、平成 5 年度から 16 か年計画で、地域全域において事業を進め、特定環境保全公共下水道（対象 400 戸）、浄化槽市町村整備推進事業（対象 1,475 戸）は、一部を除き、平成 21 年度に完全供用されました。

(イ) その対策

快適で活力ある地域社会を形成するため、未整備地域への個人設置型浄化槽の設置を推進します。

ウ 廃棄物処理

(ア) 現状と問題点

一般廃棄物の排出量は、減少傾向にありますが、目標に定めた排出量には届かない状況であり、さらに、ごみの減量対策を進めていく必要があります。3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

特に、生ごみ処理については、処理するための機器購入補助を行い、たい肥化し資源循環していますが、なお一層、ごみの減量化やリサイクルの促進、住民意識の高揚に向けた体制づくりが必要となっています。

(イ) その対策

廃棄物の発生抑制と徹底した分別収集に対する住民意識の高揚を図りながら、その体制づくりと、資源物を出しやすい環境づくりに取り組み、官民一体となり、環境に負荷をかけない資源循環を進めます。

エ 消防・防災

(ア) 現状と問題点

消防の体制は、松本広域消防局の常備消防と消防団で構成され、連携を密にする中で予防・防火・消火活動に当たっています。消防団は、地域防災の核として、住民の生命財産の保全には欠かせない存在です。近年は、ほとんどの団員が勤務者で、非常時の出動に不安があり、団員の確保も難しい状態となっています。

また、救急車の効率的な運用が図られるよう、住民の認識を深め、応急手当の正しい知識と技術を広く普及することが重要な課題となっています。

(イ) その対策

車両や資機材の整備を進めるとともに、複雑化・多様化する各種災害に対し、的確な対応を図ります。消防団員の確保に努め、住民や企業などに、団員の出動に対する理解と協力を促します。また、消火栓などを整備拡充するなど、防災計画に基づき、危険箇所の把握や防災体制の充実を図ります。更に防災訓練の実施や講習会の開催により、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成を図り、緊急時や災害時に円滑な対応ができるよう、応急手当の正しい知識と技術の普及に努めます。

また、ハザードマップを作成し、住民の安全確保を推進します。

オ 公営住宅

(ア) 現状と問題点

四賀地区内の12団地に公営住宅及び特定目的住宅を68戸整備しています。入居率概ね100%の状況ですが、入居の順番待ちはありません。昭和56年以前に建設した木造住宅は、耐震強度が不足しています。

(イ) その対策

耐震強度が不足する住宅は、計画的に取壊しを進めます。取壊し後の市営住宅建設については、市営住宅の整備計画を定める「松本市公営住宅等長寿命化計画」の見直しの中で検討します。

カ 防犯・交通安全

(ア) 現状と問題点

四賀地区は、比較的犯罪の少ない地区ですが、犯罪は多様化しており、安全・安心な住民生活のために、防犯対策の強化が求められています。また、地区内の道路は、狭あいでの屈折が多いため、交通事故対策の充実が必要となっています。

(イ) その対策

防犯については、町会への防犯灯設置補助や小学校児童への防犯ベルの貸与などにより、犯罪の未然防止に努めるとともに、防犯セミナーの開催などによる住民の防犯意識の啓発や地域ぐるみの防犯活動の支援に取り組みます。交通安全については、歩道や交通安全施設の整備と合わせて、交通安全教室の実施回数及び内容の充実などにより、交通安全意識の啓発に努めます。

キ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源地改良及び導水送水管敷設替事業	市
		浄水施設及び加圧所改修事業	
		水道施設整備事業	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	
		合併処理浄化槽維持管理事業	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ハザードマップ作成事業	

ク 公共施設等総合管理計画等との整合

松本市水道ビジョンや耐震化計画に基づき、安定した水の供給を行うため、適正な水圧の確保を行うとともに、基幹施設の耐震化や老朽配水管の更新等を実施します。

(2) 安曇地区

ア 水道

(ア) 現状と問題点

平成27年4月から簡易水道を梓川地区水道事業に統合し、上水道事業として管理を行い、施設の点検や修繕等を行っています。老朽化による、配水管路や設備機器等の更新、自然災害等の緊急時の危機管理体制の拡充が課題となります。

(イ) その対策

老朽化した上水道施設の更新を計画的に進め、適切な点検整備を行い安定した水道水の供給に努めます。

イ 下水道

(ア) 現状と問題点

水質汚濁防止と生活環境向上のため、大野田・島々・橋場・稲核地域は農業集落排水事業により、上高地地域は特定環境保全公共下水道事業により処理が行われています。

大野川・白骨・沢渡地域については、投資コストや建設、維持管理の面から、

浄化槽による個別処理施設の普及が最善の方法と考えられます。上高地の下水道については、観光客が集中する時期には浄化センターの処理能力の限界に近い流入があり、平成12年度・平成13年度に流量調整槽の建設を行いました。

また、農業集落排水施設は、ポンプ等の機器及び処理場内施設のコンクリート劣化が著しいため、改修が必要となっています。

(イ) その対策

現施設の適正な維持管理に努めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

また、未整備地域については、個人設置型浄化槽の設置を推進しており、今後積極的に普及を図ります。

上高地の下水道については、観光客の入込みや浄化センターの処理能力などを勘案し、調整槽を建設しましたが、国立公園内という立地条件から、維持管理には、十分な配慮が必要となります。平成4年供用開始以来、30年近く経過し施設の老朽化が進んでおり、延命化を図るために、令和4年度からストックマネジメント計画に基づく改築事業に取り組みます。

また、農業集落排水処理施設では、機能診断調査を実施し、処理施設の延命化を図るため、計画的に整備を進めます。

この他、集落排水処理施設の処理区域以外では、浄化槽設置を推進します。

ウ 廃棄物処理

(ア) 現状と問題点

本地区は、ごみの減量化や、ポイ捨てのないきれいな地域づくりを進めています。一般廃棄物の排出量は年々減少していますが、その処理のための行政の負担は依然として大きなものであり、一層の減量化を進める施策が必要となっています。主な産業が観光業であることから、ごみの排出量は、事業系のごみが大きな割合を占めているため、減量対策が課題となっています。

また、最終処分場については、容量に限りがあるため、ごみの減量化を一層推進する必要があります。

不法投棄については、監視員により監視体制を整えています。近隣市町村と協力した広域的な対応も必要となっています。

し尿については、松塩地区広域施設組合あずさセンターで処理していますが、農業集落排水事業や浄化槽の設置により水洗化が進み、同施設への投入量は年々減少しています。

(イ) その対策

平成11年度に供用を開始した一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めるとともに、分別収集の徹底、生ごみの減量化とリサイクル化の促進など、住民意識の高揚のための啓発に努めます。

また、山小屋のし尿処理について、環境に負荷をかけない処理方式の研究を進

めます。

エ 消防・防災

(ア) 現状と問題点

消防の体制は、松本広域消防局の常備消防と消防団で構成され、連携を密にする中で予防・防火・消火活動に当たっています。消防団は、地域防災の核として、住民の生命財産の保全には欠かせない存在です。近年は、ほとんどの団員が勤務者で、非常時の出動に不安があり、団員の確保も難しい状態となっています。消防施設は、建設から長年経過し、老朽化しているものもあり、改修検討が必要な施設が見受けられます。

また、集落が広範囲に点在していることから、災害時の医療救護対策として、住民が自ら、応急手当の正しい知識と技術を広く普及することが重要な課題となっています。

水害や土砂災害については、国・県の協力により、順次改修が進んでいますが、雪崩災害については、今後一層の整備が必要です。

この他、本地区には、火山防災のための監視・観測体制の充実が必要とされる焼岳、乗鞍岳があり、御嶽山の水蒸気噴火と同様の噴火が懸念されています。

(イ) その対策

車両や資機材の整備を進め、複雑化・多様化する各種災害に対し、的確な対応を図るとともに、消防団員の確保に努め、住民や企業などに、団員の出動に対する理解と協力を促します。また、消火栓などを整備拡充するなど、防災計画に基づき、危険箇所の把握や防災体制の充実を図ります。更に防災訓練の実施や講習会の開催により、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成を図り、緊急時や災害時に円滑な対応、応急手当の正しい知識と技術の普及に努めます。

また、土砂災害のハザードマップ及び火山防災マップを作成し、住民の安全確保を推進します。

オ 公営住宅

(ア) 現状と問題点

安曇地区内の9団地に公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅を79戸整備しています。いずれの住宅も恒常的に2～3割程度の空き住宅がある状況のため、人口減少傾向に対応するためにも入居促進が必要です。

(イ) その対策

特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅については、平成27年度に入居要件の見直しを行い、市外からのUIJターン者も入居できるようにしました。

今後も入居促進に向けたPRや入居要件の見直し検討を行っていきます。

カ 防犯・交通安全

(ア) 現状と問題点

安曇地区は、比較的犯罪の少ない地区ですが、犯罪は多様化しており、安全・安心な住民生活のために、防犯対策の強化が求められています。また、地区内の道路は、狭あいで屈折が多いため、交通事故対策の充実が必要となっています。

(イ) その対策

防犯については、町会への防犯灯設置補助や小学校児童への防犯ベルの貸与などにより、犯罪の未然防止に努めるとともに、防犯セミナーの開催などによる住民の防犯意識の啓発や地域ぐるみの防犯活動の支援に取り組みます。

交通安全については、歩道や交通安全施設の整備と合わせて、交通安全教室の実施回数及び内容の充実などにより、交通安全意識の啓発に努めます。

キ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設維持管理事業	市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	上高地浄化センター施設整備事業	
	農村集落排水施設	浄化センター施設整備事業	
	その他	浄化槽設置整備事業	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場維持管理事業	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ハザードマップ作成事業 火山防災マップ作成事業	

ク 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 6 (1)クと同様です。

(3) 奈川地区

ア 水道

(ア) 現状と問題点

平成27年4月から簡易水道を梓川地区水道事業に統合し、上水道事業として管理を行い、施設の点検や修繕等を行っています。老朽化した配水管路や設備機器等の更新、自然災害等の緊急時の危機管理体制の拡充が課題となります。

(イ) その対策

老朽化した上水道施設の更新を計画的に進め、適切な点検整備を行い安定した水道水の供給に努めます。

イ 下水道

(ア) 現状と問題点

複雑な地形と小規模集落が点在する地理的条件により、下水道の整備は困難なことから、平成4年度から浄化槽の設置を推進してきた結果、水洗化率はほぼ100%となりました。

(イ) その対策

浄化槽については、残る未設置世帯の設置の推進と、河川放流が困難な地域の対策を検討し、浄化槽環境の整備を進めます。

ウ 廃棄物処理

(ア) 現状と問題点

一般廃棄物の排出量は、減少傾向にありますが、目標に定めた排出量には届かない状況であり、さらに、ごみの減量対策を進めていく必要があります。3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

分別収集の徹底や生ごみ処理機械購入助成を行うなどの対策を継続していますが、なお一層、住民意識の高揚に向け、体制づくりが必要となっています。

(イ) その対策

平成14年度に供用を開始した一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めるとともに、分別収集の徹底、生ごみの減量化とリサイクルの促進など、住民意識の高揚のための啓発に努めます。

エ 消防・防災

(ア) 現状と問題点

消防の体制は、松本広域消防局の常備消防と消防団で構成され、連携を密にする中で予防・防火・消火活動に当たっていますが、地理的条件のため通報から現

場到着まで30分以上を要し、消防署の早期設置が求められています。

消防団は、地域防災の核として、住民の生命財産の保全には欠かせない存在ですが、団員の確保が難しい状態となっています。また、団員は、地区外への勤務者がほとんどで、昼間は地区内にいる団員が少ないこともあり、非常時の対応に不安があります。

この他、集落が広範囲に点在していることから、消防機械器具の計画的な更新が必要です。

(イ) その対策

車両や資機材の整備を進め、複雑化・多様化する各種災害に対し、的確な対応を図るとともに、消防団員の確保はもとより、消防団員不在時に備え、女性消防隊員の確保に努めます。更に防災訓練の実施や講習会の開催により、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成を図り、緊急時や災害時に円滑な対応ができるよう、応急手当の正しい知識と技術の普及を図ります。

また、ハザードマップを作成し、住民の安全確保を進めます。

オ 公営住宅

(ア) 現状と問題点

奈川地区の公営住宅は、定住促進対策の重要施策として昭和63年度からUIJターン者の様々なニーズを満たすために、単身者用住宅や一戸建て住宅も含めて、4団地に公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅を36戸整備しています。

いずれの住宅も恒常的に3～4割程度の空き住宅がある状況のため、人口減少傾向に対応するためにも入居促進が必要です。

(イ) その対策

特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅については、平成27年度に入居要件の見直しを行い、市外からのUIJターン者も入居できるようにしました。

今後も入居促進に向けてPRを行っていきます。

カ 防犯・交通安全

(ア) 現状と問題点

奈川地区は、比較的犯罪の少ない地区ですが、犯罪は多様化しており、安全・安心な住民生活のために、防犯対策の強化が求められています。また、地区内の道路は、狭あいでの屈折が多いため、交通事故対策の充実が必要となっています。

(イ) その対策

防犯については、町会への防犯灯設置補助や小学校児童への防犯ベルの貸与などにより、犯罪の未然防止に努めるとともに、防犯セミナーの開催などによる住

民の防犯意識の啓発や地域ぐるみの防犯活動の支援に取り組みます。

交通安全については、歩道や交通安全施設の整備と合わせて、交通安全教室の実施回数及び内容の充実などにより、交通安全意識の啓発に努めます。

キ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設維持管理事業	市
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	最終処分場維持管理事業	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ハザードマップ作成事業	

ク 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 6 (1)クと同様です。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 四賀地区

ア 子育て環境の確保

(ア) 現状と問題点

近年の出生率の低下により、少子化が一層進行しており、特に若者の流出という要因が加わり、年々幼児人口が減少しています。このことは子ども同士の交流の機会の減少により子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。これに対応するため、雇用の場の創出、住宅の整備、子育て環境や職場の改善を行う必要があります。

(イ) その対策

少子化に対する対策としては、過疎地域に限らず、本市全体が抱える課題であることから、「地方創生総合戦略」において、出産や子育てへの希望を叶えるため、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、経済的負担軽減を含めた、親子間での愛情・愛着が築かれる仕組みづくりに取り組みます。

また、地区育成会の活動を支援し、世代間の交流を推進します。子育ての不安を解消するための育児相談や情報交換の場としての交流機会の創出などを推進し、地域の子育て支援に取り組みます。

この他、保育園の整備、保護者の多様なニーズに対応した保育環境の整備を図

り、子育て支援拠点の整備について検討します。

イ 高齢者福祉

(ア) 現状と問題点

四賀地区の高齢者比率は、平成27年国勢調査においては41.5%で、今後増加の一途をたどるものと予測されます。総人口が減少する一方で、特に自立支援を必要とする割合の高い後期高齢者数が増加するとともに、高齢者同居世帯は減少し、高齢者ひとり暮らし世帯が増加し、介護者の高齢化も進むなど、高齢者福祉を取り巻く環境は、大変厳しい状況になってきています。このため、地区住民をはじめとして、医療と介護・福祉の関係者、市の職員等が連携して、高齢者の自立支援、生活援助や生きがい対策、また、増加する認知症への早期対応など、多岐にわたる地区内の課題について、地区全体で取り組むことが必要となっています。

(イ) その対策

地区住民と医療や介護の関係者の顔の見える関係を築き、地域づくりと医療・介護の連携を一体的に取り組み、地区全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を推進します。また、高齢者が自らの経験や知識を生かし、主体的・積極的に社会参加する機会の提供に努めます。

ウ 障害者（児）福祉

(ア) 現状と問題点

高齢化社会が進行する中、障害者自身や介護者の高齢化も進み、障害者のニーズも多様化してきていますが、障害があってもできる限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害や障害者に対する理解促進を図りながら、障害福祉サービスを充実していくことが必要となっています。

(イ) その対策

障害があっても、社会参加しながら地域社会の一員として生活できるよう相談支援体制の充実を図り、障害者の皆さんのニーズを的確に把握しながらサービスの充実に努めます。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育園改修事業	市

オ 公共施設等総合管理計画等との整合

建物定期点検の結果を見ながら年次改修計画を策定し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めます。

(2) 安曇地区

ア 子育て環境の確保

(ア) 現状と問題点

近年の出生率の低下により、少子化が一層進行しており、特に若者の流出という要因が加わり、年々幼児人口が減少しています。このことは子ども同士の交流の機会の減少により子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健全な成長への影響が懸念されます。これに対応するため、雇用の場の創出、住宅の整備、子育て環境や職場の改善を行う必要があります。

(イ) その対策

少子化に対する対策としては、過疎地域に限らず、本市全体が抱える課題であることから、平成27年度に策定した、「地方創生総合戦略」において、出産や子育てへの希望を叶えるため、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、経済的負担軽減を含めた、親子間での愛情・愛着が築かれる仕組みづくりに取り組みます。

また、地区育成会の活動を支援し、世代間の交流を推進します。子育ての不安を解消するための育児相談や情報交換の場としての交流機会の創出などを推進し、地域の子育て支援に取り組みます。

この他、保育園の整備、保護者の多様なニーズに対応した保育環境の整備を図り、子育て支援拠点の整備について検討します。

イ 高齢者福祉

(ア) 現状と問題点

安曇地区の高齢者比率は、平成27年国勢調査においては30.5%で、今後増加の一途をたどるものと予測されます。総人口が減少する一方で、特に自立支援を必要とする割合の高い後期高齢者数が増加するとともに、高齢者同居世帯

は減少し、高齢者ひとり暮らし世帯が増加し、介護者の高齢化も進むなど、高齢者福祉を取り巻く環境は、大変厳しい状況になってきています。このため、地区住民をはじめとして、医療と介護・福祉の関係者、市の職員等が連携して、高齢者の自立支援、生活援助や生きがい対策、また、増加する認知症への早期対応など、多岐にわたる地区内の課題について、地区全体で取り組むことが必要となっています。

(イ) その対策

地区住民と医療や介護の関係者の顔の見える関係を築き、地域づくりと医療・介護の連携を一体的に取り組み、地区全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を推進します。また、高齢者が自らの経験や知識を生かし、主体的・積極的に社会参加する機会の提供に努めます。

ウ 障害者（児）福祉

(ア) 現状と問題点

高齢化社会が進行する中、障害者自身や介護者の高齢化も進み、障害者のニーズも多様化してきていますが、障害があってもできる限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害や障害者に対する理解促進を図りながら、障害福祉サービスを充実していくことが必要となっています。

(イ) その対策

障害があっても、社会参加しながら地域社会の一員として生活できるよう、相談支援体制の充実を図り、障害者の皆さんのニーズを的確に把握しながらサービスの充実に努めます。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育園大規模改造事業	市
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	保健福祉センター整備事業	

オ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記7(1)オと同様です。

(3) 奈川地区

ア 子育て環境の確保

(ア) 現状と問題点

近年の出生率の低下により、少子化が一層進行しており、特に若者の流出という要因が加わり、年々幼児人口が減少しています。このことは子ども同士の交流の機会の減少により子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健全な成長への影響が懸念されます。これに対応するため、雇用の場の創出、住宅の整備、子育て環境や職場の改善を行う必要があります。

(イ) その対策

少子化に対する対策としては、過疎地域に限らず、本市全体が抱える課題であることから、平成27年度に策定した、「地方創生総合戦略」において、出産や子育てへの希望を叶えるため、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、経済的負担軽減を含めた、親子間での愛情・愛着が築かれる仕組みづくりに取り組みます。

また、地区育成会の活動を支援し、世代間の交流を推進します。子育ての不安を解消するための育児相談や情報交換の場としての交流機会の創出などを推進し、地域の子育て支援に取り組みます。

この他、保育園の改修、保護者の多様なニーズに対応した保育環境の整備について検討します。

イ 高齢者福祉

(ア) 現状と問題点

奈川地区の高齢者比率は、平成27年国勢調査時点においては47.4%で、今後も増加の一途をたどるものと予測されます。総人口が減少する一方で、特に自立支援を必要とする割合の高い後期高齢者数が増加するとともに、高齢者同居世帯は減少し、高齢者ひとり暮らし世帯が増加し、介護者の高齢化も進むなど、高齢者福祉を取り巻く環境は、大変厳しい状況になってきています。このため、地区住民をはじめとして、医療と介護・福祉の関係者、市の職員等が連携して、高齢者の自立支援、生活援助や生きがい対策、また、増加する認知症への早期対応など、多岐にわたる地区内の課題について、地区全体で取り組むことが必要となっています。

(イ) その対策

地区住民と医療や介護の関係者の顔の見える関係を築き、地域づくりと医療・介護の連携を一体的に取り組み、地区全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を推進します。また、高齢者が自らの経験や知識を生かし、主体的・積極的に社会参加する機会の提供に努めます。

ウ 障害者（児）福祉

（ア） 現状と問題点

高齢化社会が進行する中、障害者自身や介護者の高齢化も進み、障害者のニーズも多様化してきていますが、障害があってもできる限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害や障害者に対する理解促進を図りながら、障害福祉サービスを充実していくことが必要となっています。

（イ） その対策

障害があっても、社会参加しながら地域社会の一員として生活できるよう、相談支援体制の充実を図り、障害者の皆さんのニーズを的確に把握しながらサービスの充実に努めます。

エ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	福祉ひろば移転改修事業	市

オ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 7 (1)オと同様です。

8 医療の確保

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

四賀の里クリニック（旧会田病院）は、昭和 25 年 7 月に組合立病院として開設され、その後、平成 17 年 4 月の松本市との合併により、松本市国民健康保険会田病院となりました。平成 22 年 3 月に波田町との合併に伴い、市に病院局が設置され、公営企業法全部適用の病院となりました。更に、平成 27 年 3 月に策定された会田病院基本方針により平成 30 年 3 月に病床を廃止し、同年 4 月から松本市病院局の診療所四賀の里クリニックとして現在に至っています。

外来患者は、高齢者が全体の約 9 割を占め、高齢者の慢性疾患を中心に受け入れており、四賀地区の人口動態を考慮すると、この状況は今後も継続すると予想されます。

四賀地区唯一の医療機関として、持続的に地域医療が提供できるように、常勤院長と非常勤医師の体制を確保するとともに、訪問看護及び訪問診療等の在宅医療の

充実を図っています。

また、四賀の里クリニックは、施設及び設備の老朽化が進んでおり、施設及び設備の更新が必要です。

イ その対策

四賀の里クリニックは、老朽化が進んでいることから、施設の移転改築について検討するとともに、医療の質の確保の観点から、医療機器の計画的な更新を進め、施設の運営を継続し、地域医療の確保に努めていきます。また、医療の提供に支障が生じないように必要な医師及び看護師等の確保に努めていきます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 巡回診療車 患者輸送車 その他	診療所移転改築事業	市
		医療機器更新事業	
		巡回診療車更新事業	
		患者輸送車更新事業	
		訪問看護車更新事業	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	診療所運営事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

診療所については、地区住民へ継続的に医療を提供するため、計画的に改修を進めます。

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

地区内の医療機関は、市営診療所5か所、市営歯科診療所は2か所で、このうち上高地は、季節診療所となっています。市営の大野川診療所は週3回、沢渡診療所は週1回、稲核診療所は週2回、島々診療所は週2回、大野川歯科診療所は週3回、島々歯科診療所は週2回の診療を行っており、医療体制は充実してきています。

救急医療については、敏速な移送体制が整ってきたものの、救急患者の対応については依然として地区外の医療機関に頼っている現状です。

また、保健衛生については、老年人口の増加に伴い疾病も多様化しているため、各種健（検）診の実施、健康づくり・健康教室の開催により予防活動に努めています。

しかし、これからの少子高齢化社会を健康で活力のあるものにしていくためには、住民のライフステージに応じて必要な情報提供を行うほか、健康診断に基づいた疾

病や異常の早期発見、早期対応を可能とする施策の展開を図り、健康を増進し、疾病を予防する一次予防を重視していかなければなりません。本地区の保健活動の拠点となる西部保健センターを中心に、総合相談窓口としての機能を高め、住民ニーズに応じていくことが課題です。

イ その対策

近隣の医療機関との連携を図り、地域医療体制の確立を図ります。安定かつ充実した医療サービスを提供するため、市営診療所の施設改修、医療機器の計画的な更新を行うとともに、市病院局と連携し、地域医療の体制整備や電子カルテシステムのネットワーク化などを検討していきます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所医療機器更新事業	市
		診療所整備事業	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	診療所運営事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 8 (1) エと同様です。

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

奈川地区の医療機関としては、国保直営診療所があり、診療内容は内科が週 4 日、歯科が週 3 日で、内科の医師を市独自に雇用しています。診療日数及び医師の体制は充実しつつあるものの、夜間・休日の救急医療体制は、課題として残されています。また、医療機器の老朽化により、順次更新が必要となっています。

また、老年人口の増加に加え、食生活や生活形態の変化により、中高年の疾病は、多様化しています。

各種健（検）診の受診率は、横ばい状況であり、健康づくり推進員や地区組織の活動なども行政主導型となっています。また、生活習慣病を中心とした一次予防の取組みが求められます。

イ その対策

奈川地区住民に安定的かつ良好な医療を提供するため、老朽化した診療所を同地区地域づくりセンター及び奈川文化センター夢の森周辺に移転新築し、近隣の総合病院との連携を一層強化する中で、救急医療体制や地域医療の充実を図ります。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
7 医療の 確保	(1) 診療施設 診療所	診療所医療機器更新事業	市
		診療所整備事業	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業	診療所運営事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 8 (1) エと同様です。

9 教育の振興

(1) 四賀地区

ア 学校教育

(ア) 現状と問題点

四賀地区小学校の現状は、4小学校を統合して平成25年度に四賀小学校が開校しました。また、遠距離通学者のために、民間のバスを借り上げてスクールバスの運行をしています。学校給食については、統合に合わせ学校給食センターを整備しました。

(イ) その対策

長い歴史に築かれた文化や伝統を尊重し、郷土を愛する心とともに、世界的な視野を持てるよう、学校・家庭・地域の連携を強化して、子どもたちの健全育成を図ります。

なお、4小学校統合により、空き施設となった校舎については、今後、新たな産業化及び地域の活性化に繋がる活用方法を検討します。

イ 社会教育

(ア) 現状と問題点

四賀地区の社会教育のモットーは、「だれでも、どこでも学びたい人はいつでも学べる」です。現在、入門講座から自主クラブ育成型の形態をとっています。

公民館活動については、公民館等の集会施設において、それぞれが自主的活動を行っています。しかし、老朽化が激しい施設もあり、こうした活動を推進するための改築などが必要になっています。

スポーツ振興に関しては、住民のスポーツ活動は継続して行われており、地区内のスポーツ施設や小学校・中学校の体育館・校庭の開放等で利用が見られます。

(イ) その対策

体育活動と文化活動の調和を図りながら、文化・芸術面の講座や教室を増設し、各種学習会や講演会を、各年代層にわたって受講できるようにするとともに、自主クラブの育成を図ります。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 教職員住宅 その他	教員住宅改修事業	市
		除雪機配備事業	
		廃校4小学校後利用整備事業	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	四賀体育施設改修事業	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業	
	遠距離通学事業		
	学校支援事業（小規模校）		

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、建築後40年で長寿命化改良、建築後70年から80年で改築する計画とします。また、体育館については施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めます。

(2) 安曇地区

ア 学校教育

(ア) 現状と問題点

安曇地区では、2校の小中併設校において、それぞれ地域に根ざした運営方針のもとに学校教育を行っていますが、少子高齢化社会の進行に伴い、児童・生徒数の減少や学年ごとのばらつき、男女別人数の極端な不均衡などに悩まされています。学校教育においては、児童・生徒一人ひとりの個性に応じて、知識や学ぶ意欲を身に付けさせ、豊かな情操や健やかな体を育むことが大切です。そのため、教員には自らの資質の向上を心がけるとともに、安心して学べる教育環境を形成するよう努めることが求められています。また、学校を核として、過疎地域の豊かな資源、特色などの情報発信を行うことによる、地域振興策が必要となっています。そのためには、自然と地域資源を生かした魅力ある学校づくりが必要です。

県の基準では、二の学年の児童・生徒数が合計8人以下の場合は1学級として

編制することとされ、これに伴い複式学級数を前提とした教員配置となっており、安曇小学校、大野川小学校ではそれぞれ現在3学級が、大野川中学校では1学級が複式学級の対象となっています。

その他、遠距離通学者のために、スクールバスの運行をしています。

(イ) その対策

家庭、PTA、学校評議員をはじめとし、学校・家族・地域の連携を強化して、開かれた学校教育を推進します。小学校と中学校が連携し、一貫した教育をはじめ、特色ある教育を一層推進します。複式学級解消を目的として、市費による教員配置を継続します。

児童・生徒数の減少、過疎地域の活性化を図る取組みとして、学校における地域の特色、自然を生かしたカリキュラムの確立、通学区域の枠を超えた児童・生徒の受入れ、地域と都市部の交流の推進など、地域と学校が一体となった取組みが求められていることから、モデル地域として、事業展開の可能性を探るための調査研究を進めます。

イ 社会教育

(ア) 現状と問題点

安曇地区においては、各種の講座、教室、行事などの学習機会を公民館活動や社会体育活動を通して設けていますが、自発的に参加する住民は、多くありません。

また、全住民を対象とする文化的行事などは、地域により就業形態が異なり、日程が合わないことなどから、参加者が地域的に偏りがちであるので、全体的な一体感を盛り上げるために、全地域からの積極的な参加を促す必要があります。

さらに、住民同士の交流及び社会教育活動の拠点「ふれあいパーク乗鞍」は、屋根材や外壁の劣化等が見られることから、適切な維持管理が必要です。

(イ) その対策

各種の講座、教室、文化的行事等について、企画段階から住民の参画を促すとともに、地域住民が安心して社会教育活動等を展開できるよう、施設の計画的な改修を進めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	大規模改修事業・長寿命化 改良事業	市	
		学校設備整備事業		
		水泳プール		小中学校プール改修事業
		教職員住宅		教員住宅改修事業
		その他		芝生化整備事業
		除雪機配備事業		
	(2) 集会施設、体 育施設等 集会施設	ふれあいパーク乗鞍改修 事業		
		体育施設		体育館改修事業
		(4) 過疎地域持続 的発展特別事業		複式学級対応教員配置事業
	遠距離通学事業			
	小学校演劇鑑賞事業			
	小学校行事バス運行事業			
	中学校行事バス運行事業			
	学校支援事業（小規模校）			

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 9 (1) エと同様です。

(3) 奈川地区

ア 学校教育

(ア) 現状と問題点

奈川小中学校は、昭和 44 年に現在の位置に小中併設校として建設されています。校舎は、老朽化が進んでいるとともに、耐震診断の結果、基準値を満たしていないことから、平成 20 年度に校舎及び体育館を大規模改修しました。

また、プールは、地域的環境により、実施可能な日数が近隣の他校に比べ少なく、施設の老朽化も進んでいるため、整備が必要です。

教員住宅は、昭和 45 年より順次建設され、17 戸が整備済みであり、戸数は満たされているものの、老朽化が著しい住宅も多くあります。

また、児童・生徒の通学には、スクールバスの運行が不可欠であり、スクールバス運行を兼ねた市営バスの計画的な車両の更新が必要です。

教員配置については、県の基準では、1学級の児童数が8人以下の場合は二の学年の児童で学級を編成することとされ、これに伴い複式学級数を前提とした教員配置となっています。奈川小学校においては現在2学級が、奈川中学校では1学級が複式学級の対象となっています。

(イ) その対策

学校施設については、学校開放や生涯学習の場としての活用も含め研究し、格差の無い教育環境の整備を進めます。

児童・生徒数の減少を止め、学校を核とした地域の活性化を図るため、学校・家庭・地域が一体となって、小規模特認校による通学区域の枠を超えた児童・生徒の受入れや、義務教育学校による特徴的なカリキュラムの学校づくりについて調査研究を進めます。

スクールバスについては、市営バス事業と連携した中で、地域特性に柔軟に対応できる運行体制や車両の確保に努めています。

また、複式学級解消を目的として、市費による教員配置を継続します。

イ 社会教育

(ア) 現状と問題点

文化センター夢の森が、都市との交流・地域住民の文化や社会教育活動の拠点として整備されたのをはじめ、体育館や屋内運動施設も設置され、施設整備については、概ね完了しています。しかし、築後20年以上経過した文化センター夢の森は、屋根・外壁の傷みが顕著に表れています。また、各種設備は老朽化しているため、計画的な維持管理が必要です。

また、地区内のスポーツ施設は、公民館活動や青少年活動、合宿などで活用されていますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持管理が必要です。

(イ) その対策

地域住民が安心して快適な社会教育活動を展開できるよう、施設の計画的な改修を進めます。また、地区スポーツ施設については、安心・安全に利用できる施設としての機能を判断したうえで、改修等を検討することとします。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎 水泳プール 教職員住宅	学校設備整備事業	市
		小中学校プール改修事業	
		教員住宅改修事業	
	(3) 集会施設、体育 施設等 集会施設 体育施設	文化センター改修事業	
		体育館改修事業	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	複式学級対応教員配置事業	
		学校支援事業（小規模校）	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

上記 9 (1) エと同様です。

10 集落の整備

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

四賀地区には、30の集落が散在しており、幹線道路、小学校、集会施設などの公共施設から比較的離れた集落は、過去に人口流出の引き金となって過疎化が進んだ経緯があり、地区全域で空き家が増えています。また、一人暮らしの老人世帯の増加や高齢化などにより、広域的な行政を執行するうえでも課題となっています。

過疎化抑制のためには、きめ細かな配慮のもとに、新たな視点に立った集落の再編・整備が必要となります。

イ その対策

今後、集落の再編については、地域住民の意向などを十分に調査し、また、若者が定住できるよう、ニーズに合った住環境の整備や空き家の活用、雇用の場の確保を図ります。

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

安曇地区は広範な地域に7町会が点在しており、分散型に近い自治が育まれてきています。

しかし、人口減少による町会役員の確保や町会運営費の減少、空き家・廃屋の増加、また少子高齢化の進行により、学校の複式学級化、伝統行事の存続、高齢者等の生活支援が課題となっています。

イ その対策

空き家対策として、空き家の所有者への意向調査等を実施し、空き家の情報収集・発信を行うとともに、本地区への移住希望者への支援や移住者への地域ぐるみの支援等を推進します。

また、若者の就労場所確保のための起業支援、小規模校の特色を生かした取組み、高齢者への生活支援の充実など、地区内の活性化を図る検討を行います。

特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅については、市外からのU I Jターン者に対する、入居促進に向けてP Rを行っていきます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	高校生就学支援事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

集落によって、過疎化の進行に差があり、一部地域においては、集落としての機能維持が困難な状況になっており、U I Jターンなどによる既存集落への定住促進が必要となっており、若者等定住促進補助金等交付事業を進めていますが、若者定住の増加に繋がるまでには至っていません。

また、少子高齢化や家族での転居により、空き家や廃屋が増加しています。

イ その対策

集落編成については、住民や後継者の意向を最優先し、検討を進めます。また、特定公共賃貸住宅及び特定目的住宅については、市外からのU I Jターン者に対する、入居促進に向けてP Rを行っていきます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	高校生就学支援事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

1 1 地域文化の振興等

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

歴史ある四賀地区には、北国西街道（善光寺街道）が通じていたこともあり、3,000体を超える石仏群や神社・仏閣などの地域の歩みを照らし出す文化財や、暮らしに根ざした民俗芸能が今日に伝承されています。

しかし、四賀地区らしさを醸成してきた身近な文化財や民俗芸能は、人口の減少や高齢化などにより、地域社会の結びつきが弱まったことを受け、保存・伝承する上で、いくつかの問題が生じてきました。そのため、先人が残した貴重な生活文化財の保存活用及び伝承を図る必要があります。

イ その対策

住民が切望している図書館、資料館などを総合的に結び付け、市全域を屋根のない博物館と考える「松本まるごと博物館構想」のもと、四賀化石館や市立博物館などで地域の文化財を展示・活用し、住民などの学習支援活動の充実に取り組みます。また、松本市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な事業を実施します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 0 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歴史・民俗資料の整備活用事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

安曇地区では、旧安曇村時代に、毎年、村民文化祭が開催され、住民の自発的・主体的な芸術文化活動を展開してきました。また、古くから伝わる暮らしに根ざした文化、先人から伝承された生活文化を大切に保護し、次代に伝承していく営みも続けてきました。

しかし、本地区内には生活文化財をはじめ、人文・自然分野ともに豊富な文化財があり、これらの調査はまだ緒についたばかりです。そこで、芸術文化活動を巡る環境をより整備するとともに、これらの文化財の全貌を明らかにする中で、旧村誌編纂の過程で収集した資料の利活用を積極的に図るため、住民の学習活動を支える

施設の整備や文化財の環境整備を推進する必要があります。

イ その対策

歴史文化基本構想策定の過程で実施した文化財調査結果の周知を図ることや、旧村誌編纂の過程で収集した資料を保存活用することなどを目標に、「松本まるごと博物館構想」にあるテーマの拠点施設として安曇資料館で地域の文化財を展示・紹介、学習支援活動の充実を図ります。暮らしに根ざした獅子舞・三番叟・太鼓などの民俗芸能の伝承に努めるとともに、松本市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な事業を実施します。あわせて、名勝や天然記念物など現地に所在する文化財の保存活用に向けて、環境整備に努めます。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歴史・民俗資料の整備活用事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

文化センター夢の森を拠点に各種の文化活動が展開されていますが、今後は、長い歴史の中で先人により培われた幾多の文化の掘起こしや伝承が必要です。

旧野麦街道は、貴重な文化遺産であり、その一部1.3kmは、長野県史跡に指定されています。街道整備は、平成10年度から計画的に復元整備しており、その利活用を図るとともに、その歴史を次代へ伝承する必要があります。

また、「奈川獅子舞」や「祇園ばやし」といった松本市重要無形民俗文化財については、少子高齢化に伴い、その保存と伝承が課題となっています。

イ その対策

「松本まるごと博物館構想」のもと、歴史を伝える旧野麦街道など地域の文化財を保全・活用し、住民などの学習支援活動の充実を図ります。また、松本市文化財保存活用地域計画に基づき、必要な事業を実施します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 0 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歴史・民俗資料の整備活用事業	市

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 四賀地区

ア 現状と問題点

旧四賀村時代に地域新エネルギービジョンを策定し、庁舎に太陽光発電システムを設置しました。合併後、アカマツ林の松枯れが深刻となり、被害木の熱エネルギーとしての活用が求められています。また、耕作放棄地が多く太陽光発電の活用が考えられることから、再生可能エネルギーの賦存量の大きい地区です。

少子高齢化や人口減少が著しいことから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化が求められています。

イ その対策

地域や事業者とともに多様な再生可能エネルギーの事業化を推進し、新たな雇用や環境産業を創出するとともに地元産業の活性化を促します。また、公共施設へ松枯れ被害材を活用した熱利用システムや太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー施設の導入を推進します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー普及推進事業	市
		再生可能エネルギー導入支援事業	
		再生可能エネルギー地産地消推進事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(2) 安曇地区

ア 現状と問題点

地区内には地熱、温泉熱、小水力、木質バイオマスといった再生可能エネルギーが多く賦存します。地区内の産業は大きく観光に依存しており、少子高齢化や人口減少が著しいことから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化が求められています。

イ その対策

地域や事業者とともに多様な再生可能エネルギーの事業化を推進し、新たな雇用や環境産業を創出するとともに地元産業の活性化を促します。また、公共施設へ木質バイオマス熱利用システムや温泉熱利用システムなど再生可能エネルギー施設の導入を推進します。

また、乗鞍高原地区では、将来ビジョンである「のりくら高原ミライズ」のもと、ゼロカーボンパークとして生活する地元住民の意識の向上とともに、電気自動車等の活用や地産地消の具体的なアクションプランに取り組み、脱炭素・脱プラ化を推進します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー普及推進事業	市
		再生可能エネルギー導入支援事業	
		再生可能エネルギー地産地消推進事業	
		脱炭素・脱プラ化推進事業	
		小水力発電事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 現状と問題点

地区内には小水力、木質バイオマスといった再生可能エネルギーが賦存します。

少子高齢化や人口減少が著しいことから、再生可能エネルギーを活用した地域活性化が求められています。

イ その対策

地域や事業者とともに再生可能エネルギーの事業化を推進し、新たな雇用や環境産業を創出するとともに地元産業の活性化を促します。また、木質バイオマス熱利用システムや太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー施設の導入を推進します。

ウ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー普及推進事業	市
		再生可能エネルギー導入支援事業	
		再生可能エネルギー地産地消推進事業	
		小水力発電事業	

エ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 四賀地区

ア 地域コミュニティの活性化(地域づくりの推進)

(ア) 現状と問題点

人口の減少・若者の都市への流出により過疎化、高齢化が進んでいます。今後、高齢者が高齢者を支えざるを得ない状況になると予想され、町会においても世帯の減少で町会役員の構成や行事、日常的な運営にも影響が出ています。一方、このような状況の中で、地域のボランティア活動を行う団体や個人で地域住民を支える活動や若手の住民有志で地域の活力向上の活動も行われています。

(イ) その対策

このような現状を踏まえ、地域の様々な課題を地域住民が自ら解決し、地域づくりを推進する緩やかな協議体「地域づくり協議会」を組織しました。今後は、町会連合会、各種団体、行政が連携し、地域が一体となって地域の課題について情報を共有し、課題解決に向け取り組みます。

今後、各団体等の活動や事業が地域に密着した有効な活動になるための地域ぐるみの協力体制を確立していきます。また、国が進める「小さな拠点」形成支援

事業の活用について研究を進めるなど地域資源を活用した地域づくりを進めます。

イ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域づくり推進事業	市

ウ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(2) 安曇地区

ア 地域コミュニティの活性化(地域づくりの推進)

(ア) 現状と問題点

安曇地区は広範な地域に7町会が点在しており、地域性や文化の違い、各町会の課題も様々なため、地区全体としての地域づくりを推進する営みは特に行われることなくこれまできているのが現状です。

平成26年度に地域協議会が終了した後、それに代わる住民組織としては、各町会が主体となって地区課題の解決にあたることになりましたが、町会連合会の組織として、それぞれの課題解決を行うことは共通の項目が少なく難しい面があります。

(イ) その対策

地区の地域づくりを推進する組織について、その必要性や目的、既存組織との関連、主体となる団体など、どういう形の推進体制・組織が望ましいのか、先進地区の取組事例も参考にしながら、町会連合会を中心に検討を進めます。

今後は、「小さな拠点」形成支援事業の活用について研究を進めるなど地域資源を活用した地域づくりを進めます。

イ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域づくり推進事業	市

ウ 公共施設等総合管理計画等との整合

該当施設なし

(3) 奈川地区

ア 地域コミュニティの活性化(地域づくりの推進)

(ア) 現状と問題点

若者の都市部への流出、また、出生率の低下により、過疎化・少子高齢化が急激に進んでいます。高齢化率も50%を超える中、地域を支える担い手が不足しており、一部の町会においては、役員構成や運営にも影響が出ています。さらには、14町会のうち5町会においては、町会の存続そのものが課題となっています。

空き家対策として、空き家情報の収集を行うとともに、本地区への移住対策の取組みを推進します。

(イ) その対策

町会連合会、各種団体、行政が連携し、地域が一体となって地域の課題について情報を共有し、課題解決に向けた取組みを行います。

そのために、地域づくりを推進する緩やかな協議体(地域づくり協議会)の組織である「ふるさと奈川をおこす会」を平成29年に設立し、地域課題の解決に向けた取組みを松本市とともに進めています。

今後は、「小さな拠点」形成支援事業の活用について研究を進めるなど地域資源を活用した地域づくりを進めます。

イ 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域づくり推進事業	市
		持続可能な地区推進計画策定事業	

ウ 公共施設等総合管理計画等との整合 該当施設なし

◎事業計画（令和3年度～令和8年度）過疎地域持続的発展特別事業分

区分	事業名	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住化促進事業	市
		結婚推進事業	
		地域間交流事業	
		働き盛り世代の定住化推進事業	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	観光イベント・まつり事業 (福寿草まつり事業等)	市
		林道維持管理補修事業	
		有害鳥獣対策事業	
		特産品ブランド化推進事業	
		奈川産食材ブランド化推進事業	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市営バス運行事業	市
		地域公共交通協議会負担金	
		市道維持管理補修事業	
		未登記道路解消事業	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ハザードマップ作成事業	市
		火山防災マップ作成事業	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	診療所運行事業	市
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	中学校水泳授業送迎事業	市
		遠距離通学事業	
		学校支援事業（小規模校）	
		複式学級対応教員配置事業	
		小学校演劇鑑賞事業	
		小学校行事バス運行事業	
中学校行事バス運行事業			
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	高校生就学支援事業	市
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歴史・民俗資料の整備活用事業	市
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー普及推進事業	市
		再生可能エネルギー導入支援事業	
		再生可能エネルギー地産地消推進事業	
		脱炭素・脱プラ化推進事業	
		小水力発電事業	

